

妻沼町風物史話

妻沼町風物史話

妻沼町風物史話

妻沼町風物史話

序

妻沼町長 増田一郎

町では合併二十周年を記念して「妻沼町誌」を刊行することになり、昭和四十六年四月、町誌編さん委員会を設けると同時に、社会教育係長兼文化財保護係の奈良原君が専門員としてこの仕事を担当することになった。

以来一年有余、其の間奈良原専門員は、熱意と努力を傾けて資料収集にあたり、地方資料をはじめ、文献的な資料その他を調査して、かなりの資料集をまとめた。そしていよいよ昭和四十八年度から「妻沼町誌」の原稿執筆に着手する予定になつてるので、よりよい町誌を編さんするための習作として「妻沼町風物史話」を刊行することにした。

もちろん、調査結果の一部には過ぎないが、各分野にわたつて蘊蓄を傾け、町誌では味わい得ない趣をもたせ、既説の誤りと思われる点は、鋭い洞察力と、勇気をもつて、立証的にこれを解明している。

既説の事柄を、なんら考察することなく、そのまま収録したのでは、永久に誤りが是正されないので、その点高く評価したい。いうまでもなく、そのことの良し悪しありとして、歴史は、われわれの祖先の生活記録であり、現在のわれわれもまた、歴史をつくりつつある。後世の人達に指摘されるような歴史を残さないよう、今日を正しく生きたいものである。それに、先人の足跡をたずねて、誤りを踏襲しないことが、肝要と考える。

本誌が、単なるナツメロ的な「風物史話」に終わらないよう、読者諸賢は、よりすぐれた考察力を發揮して、誤りがあればこれをただし、郷土史研究の資料として活用されるとともに、妻沼町の発展はかくあるべしという、高度な理念を培つていただきたいことを念願して、序にかかる次第である。

妻沼町風物史話 目次

| | | | |
|-----------|----|--------------|----|
| 斎藤別当実盛の木像 | 一 | 如意輪觀音 | 六五 |
| 斎藤別当実盛小伝 | 一一 | 石造閻魔王の像 | 六六 |
| 妻沼聖天堂 | 一四 | 藏王權現と役行者像 | 六七 |
| 西野堀の内の板碑 | 一〇 | 江原堤論所遺跡 | 六九 |
| 異称・松茸街道 | 一三 | 雉子尾堤出入遺跡 | 七二 |
| 相馬御風筆の歌碑 | 一五 | 福川 | 七七 |
| 管原道真添書之の碑 | 一九 | 小林荒助の石像 | 八三 |
| 俳人椎庵可良久 | 三〇 | 荻野吟子生誕の地 | 八五 |
| 芭蕉翁稻妻の句碑 | 三六 | 吟子女史小伝 | 八六 |
| 兩宜塾と寺門靜軒 | 三九 | 馬形ハニワ | 八九 |
| 葛和田の大竜寺 | 四六 | 米を蒸す土器 | 九〇 |
| 中岡の玉洞院 | 五六 | 大我井台地の出土品 | 九一 |
| 永井太田の能護寺 | 五〇 | 欣榮書見の図と辞世 | 九三 |
| 庚申供養塔 | 五二 | ゆき女夫に茶を献ずるの図 | 九四 |
| 石造地蔵菩薩 | 五五 | 静軒の詩・五渡の絵の扇面 | 九六 |
| 和讃による地蔵 | 六一 | 善光寺三尊式図像板碑 | 九七 |

斎藤別当実盛の木像



関東地方で有数の名刹、聖天山歓喜院の本堂の中に入る
と、中央に整然とした勤行の座が設けられ、その正面には
磨きぬかれた年代の光沢をはなつ立派な須弥壇がある。
須弥壇の中央には、御本尊の十一面觀世音菩薩が安置さ
れ、左側に弘法大師像、右側に斎藤別当実盛像がある。そ
の厨子は木爪型といい、漆黒塗。四隅に全巻繪模様を配し
扉の両面に、上り藤丸の金色の紋を付した立派なもので、
像は、冠をつけ、右手に笏を持つた座像である。

高さ五五センチ、座幅六七センチ。なかなか見事な木像
であるが、残念なことに、制作年代、作者ともわかつてい
ない。だが、歓喜院では、聖天山の開基として、御本尊並
びに真言宗の開祖弘法大師とともに、朝夕の勤行及び礼拝
の対象として、正面に安置しているものである。

実盛については、次の項で出生から戦死までを述べるが
まだ未開の妻沼地方開拓の先鞭をつけた恩人であり、歓喜
院だけの実盛公ではないので大切にしたいものである。

斎藤別当実盛小伝

大治元年（一一二六）越前の豪族河合次郎則盛に男子が出生し、河合太郎太輔助房と命名した。助房は、幼少の頃から胆力がすわり、弓馬打ち物の術にも優れ、斎藤一族繁栄の一翼を担うものとして期待されていた。その助房は、武藏国長井庄に居住していた同族の、斎藤太実直に子息がなく、求められてその養子となり、養父の「実」と、実父の「盛」をとつて「実盛」と名乗る、ここに始めて史上有名な斎藤別当実盛という名が誕生したのである。このため出生と住居が疑問となり、史家を迷わすことになるのだが：それはさておき、実盛は長井庄を相続し、妻を迎えたけれど夫婦の縁は薄く、仁平年間子をなきぬうちに妻を失なってしまった。養父実直も亡くなつたので、実盛は、その靈を供養するために、父祖二代にわたつて造営した経塚の地に、新たに経塚を造営した。そして歳月は流れ、武技を練る一方、信仰に生きる武人実盛の胆は益々磨きがかけられ、人生の達人的風格を備えるに至つていた。その頃、長らく続いた藤原氏を筆頭とする朝廷貴族の権威も、次第に勢力を失なう方向にむかつてしまつたが、まだ武藏野にはそのような気配さえ感じられない。と、その静寂を破るかのように、ひとつの事件がまき起つた。

久寿二年（一一五五）武藏国比企郡管谷の大蔵に住居する帶刀先生義賢（だいわきせんじょせんたか）と、その兄の源義朝（みなみやしのぶ）とが仲たがいする出来事があつて、義朝は長子義平に義賢を討つように命じた。（現代のものには理解出来ない事柄であるが……）

義平は、若冠十五歳の若者ながら、源氏嫡流の自負心と、性來の豪胆（ごうたん）から、三百騎余りの兵をもつて、八月十六日の夜半、義賢の館を急襲し、遂にこれを討つてしまつた。しかし、義賢の子の駒王の行方がわからなかつたので、後患を恐れた義平は、この地の模様に明るい畠山重能（はたけやま しげのぶ）に、草の根わけても駒王を探し出し、立所に首をはねるよう命じ、関東に家ある者にはひきとらせ、身辺の武者だけを引きつれて去つて行つた。

重能は主命に従つて駒王の行方を探索するうちに、密告する者があつて、毛屋莊にひそんでいた母親の小枝御前と駒王、供廻りの孫太郎を見つけ出した。即刻首を打てと命じられた重能ではあつたが、いたいけな二歳の童兒を斬るに忍びず、思案（しわん）にくれていたが、ふと、長井の斎藤別当実盛を思い出し、あの人ならばよい思案をさずけてくれようと、ひそかに実盛の館を訪れ、委細を話してかくまつてくれるよう頼みこんだ。実盛は快よくこれを受けた。そして七日ばかりかくまつていたが、屋敷をうかがう者も現われたので、このままかくしあおせることは困難である。ましてや隣接の地には別府次郎、奈良三郎等、この辺一帯の武者のほとんどが源氏の息のかかつたものばかり、当初から無理を承知で引受けた事であるが、事現われたら腹かき切つてわびればすむことではない。由緒ある源家の血すじ、いすればひとかどの武夫（もののかず）になるであろう思惑から預つた駒王である。舊のままに散らすは惜しい。ならばこそ重能も主命を果さず助けたのではない、その義に感じて引受けたことだ。どうでもこの子の身の安全を計つてやらなければなるまい。幸い、木曾の山中に昵懇の間柄である信濃権守中原兼遠がいる。ここならばまず安全と、心にきめた実盛は、駒王母子と孫太郎を送りとどけ、兼遠に駒王の養育を依頼して長井庄に帰つた。

その翌年保元の乱が初まり、実盛は源義朝に従つて白河殿に攻めよせた。そして、ここを先途と戦つているうちに、黒革威（おどこ ようい）の鎧、高角打（たか�つた）た冑を着し、糟毛（かすげ）の馬に乗り、悪七別当と名乗る者が、海老名源八とせり合つて戦つて、源八が危うく見えたので、実盛は間髪をいれずおしよせたところ、悪七別当は太刀を抜いて、実盛の冑をぱちんと打つた。しかし実盛もざるもの、打たれながら敵の内冑へ切先上りに打ち込んだところあやまたず、悪七別当の首は前に落ちてしまった。実盛はこの首を取つて太刀の先に突き差してこれを差しあげ、「利仁將軍 九代の後胤、武藏國の住人斎藤別当実盛、生年卅一、惡七別當の首を打ち取つたり、軍とはかくするものぞ、我と思わん者は、よせ合えや、よせ合えや」と叫んだ。こうして、上皇と天皇、藤原・源・平の同族が分れてからみ、骨肉相争う戦場は修羅の巷（ら ちまた）と化した。為義・為朝はよく防いで、一時は天皇方をしりぞけたが、風上から火をかけられたので、上皇方

は敗北に終つて、それぞれ過酷な罪を負わされて処刑されてしまった。そして院政は廃止された。

この乱に、勝利をおさめた天皇派に組した源義朝、平清盛などの武士団は強力になり、長年権力の座にあった藤原氏などの貴族たちとこの武士階級とが、とつて變る時が流れ始めた。そして、これを決定するかのように、保元の乱以後の論功行賞の不均衡が不満をうみ、源、平を二分する平治の乱が起つた。実盛は、この乱にも源義朝に従い功をたてたが源氏方は破れ、義朝は、大原口から近江路へ逃げようとしたところ、西塔法師等はこれを察知して、二百余の増兵をもつて千束崖で待ち受けていた。義朝は、最早これまでと覺悟をきめたが、実盛は、義朝の前に進み出て、「此處を実盛の力でお通し申しあげましよう」と、馬からおり、胄を脱いで手にひっさげ、乱髪を面にふりかけて増兵に近づき、「そこな僧兵の方々にもの申す、右衛門督・左馬頭以下重だつた方々は、みな大内裏・六波羅で討死してしまい、ここまで逃げて來た者共は、諸国からかりあつめられた雇兵で、負け戦さ方にお味方したるは不運とと思い、これから妻子に會うため本国へ逃げ帰る恥知らずの輩やがたでござる。これを討ち給うても罪つくりになるばかりでお手柄にはなり申すまい。もし身につけている具足がほしいならばおとりなさい。全部差しあげますほどにお通し下さい。」といったので、これは大将達ではなかつた。こんな葉武者共を打ち殺したところで手柄にはなるまい。具足さえ脱ぎすてれば通してやろう。」と、衆議が一決し「ならば通してやるから具足を脱ぎ捨て通れ」といったので実盛は「あなた方は大勢、こちらは小勢でござりますから、鎧を細かく切つてお渡ししましても、なお皆さんには行き渡りますまい。投げますから勝手にお取りなさい。」といえど、前にいた若い僧は「もっともだ、もっともだ」と集まつて來た。後の方にいた老僧共も、先をあらそつてやつて來たので、実盛は胄を投げ与えた。

僧兵共はこれを取らんとひしめきあつた。このすきにつけ入つて、実盛等三十二騎は刀を抜いて敵中に駆け入り、僧兵を蹴ちらして通りぬけた。僧兵達も我にかえつて、俄にわかに長刀を取り直し、「余すところなく討ちとれ。」と、追いかけて來たので、実盛はすくとその前に立ちふさがり、「あまく見たるか坊主ども、われこそは源義朝が郎党、

武藏国の住人、長井斎藤別当実盛なるぞ、敵にまわして不足はあるまい。ならば手柄に討ちとつてみい。関東武者の腕前見せようぞ」と、大音声で呼ばわりながら引き返して來たので、弓をもたない僧兵共は氣勢をそがれ、これはかなわぬとおじけづき、一目散に逃げ去つてしまつた。

実盛の豪勇と機智のお蔭で、一同は僧兵の難をのがれ、勢多まで來た時、義朝は再擧を約し、波多野次郎義道・三浦次郎義澄・斎藤別当実盛・岡部六弥太忠澄・猪俣小平太・熊谷次郎実直・平山武者所・足立馬允・金子十郎・上総介八郎等を始めとした郎党二十余人に暇を遣し、自らは嫡子悪源太義平・次男中宮大夫朝長・三男右兵衛佐頼朝・佐渡式部大輔重成・平賀四郎義信・伝子の鎌田兵衛政家・金王丸等と共に都を落ちていつたが、義朝は尾張国の野間で、長田庄司忠致のために殺された。頼朝は途中で逃げ遅れ、平家の者に捕えられたが、清盛の繼母、池禪尼の助命によつて、伊豆國蛭ひるがこじま小島に流された。かくして源氏一門は四散し、平家一門の世となつたのである。

義朝等に別れた実盛は、久方ぶりに自分の邑地、武藏国長井庄に帰つた。血なまぐさい戦乱の場とは、地獄と極楽の相違、東方はるかに筑波の嶺が浮び、目を北から西に転ずれば、男体・赤城・榛名・妙義・浅間等々の諸山がそびえ、その眺望はきわめてよい。館の西北東にかけては、利根川の分流芝川が、自然の要塞となつており邸内（上部写真の中央部）はだだつ広く、桜の大樹が無数に林立して長閑なたたずまいである。屋敷と、白髪神社の境内地の間に、切り通しとなつた道があり、これが、武藏の国府と、上野・東山道と

を結ぶ脇道で、長井庄の主要道のひとつである。



邑地に落ちついて間もなく、義朝の死を知った。かつては主君として仕えた義朝の死は、実盛にとつても、人の世のはかなさを感じせしめた出来事であった。が、もともと武者というものは、己の邑地を守るために、武士団として成長し、これを統率するために由緒ある者を頭領と仰いだまでのことで、本来は戦場にあって命をかえり見ずに戦うことが使命である。これが故に「一所懸命」ということばができたもので、当時はまだ、「武士は二君に仕えず、貞婦は二夫にまみえず」という倫理感はなかった。保元・平治の両乱で果敢な武者振りを發揮した実盛は、平宗盛の心をとらえ、平家の家人になるよう、懇望されるに至ったのである。実盛の家は代々源氏を頭領と仰いで来た家柄ではあるが、源家の一族が四散してしまった今日、これにこだわる必要はあるまい。「一所懸命」こそ武者の本領である。領土安堵のために宗盛の懇望を受け入れて、実盛は平家の家人となつた。

後年、主義朝の当面の敵である宗盛に仕えたことを、節操のない二股武士という説がなされたり、そう受けとめている者もいるようだが、これはその時代相を知らない者の説といふべきである。妻を失なつてから間もなく戦乱に従事して妻を迎える暇のなかつた実盛も、ようやく落ちつく身となつたので妻を迎えた。そして永万元年（一一六五）長子実途が出生し、仁安二年（一一六六）次子実長が生れた。実盛もすでに四十二歳。命をおしむというのではないが、こどもが生れた以上、ひとり

だちするまでは健在でありたいと願うのは人情、自己の厄おとしと、こどもの成長を祈念して、経塚（前頁掲出の写真は、昭和三十二年九月十六日、妻沼小学校裏庭造成作業中出土した四基中の第三號跡の遺物）を造営した。

利根川の氾濫地帯であった長井庄は、時として、地形の変るような出水に見まわれたが、かえつてこれが肥沃な耕土を堆積するので、農作物のできもよく、逐次荒地も開拓していくので、暮らし向は樂であった。そして平穏に歳月は流れ、治承三年（一一七九）長子実途は十五歳となつたので、その元服加冠の式を記念して、位置の関係から、地の氏神と崇敬していた白髪神社を改修して、自己の守り本尊としていた「大聖歎喜天」を合祀し、聖天宮と奉称して長井庄の總鎮守とした。このまま平穏に生涯を終ることができたなら、保元・平治の両乱に、あっぱれ武者振りを發揮した、斎藤別当実盛という武者があつたが、その末路については詳かでない。という程度に終つたかも知れないが、清盛の専横をある程度抑制していた、長子重盛が歿してから、清盛は誰に遠慮・気兼なく振舞うことができるようになつたので、遂に、関白基房父子以下四十二人の官を免じて諸国に流し、後白河法皇まで幽閉してしまつた。清盛の娘徳子を皇后に迎えていた高倉天皇は、いたく心を悩まされ僅か三歳の清盛の外孫に譲位して安徳天皇とした。このようなことから、藤原氏以下宮廷貴族の憤慨は天をつくばかりであつたが、実力のない悲しさにどうすることもできなかつた。そんな時、源氏でありながら平家の下手にたつて二十余年、屈辱に耐えて生きながらえていた、源三位頼政は、時勢を見るに忍びずとして、治承四年五月、皇族中の不平者以仁王を奉じ、平家追討の口火をつけた。この戦はたちまちにして敗れたが、王の命旨は、各地にひそんでいた源氏に伝えられ、八月には源頼朝が伊豆に挙兵、九月には木曾冠者義仲が信濃に挙兵した。こうした源氏の蜂起に、平家の公達は驚天動地の騒ぎとなつた。

清盛は、大事に至らぬ中にこれを鎮めようと、平維盛を総大将とし、藤原忠清を監軍に、先導には斎藤別当実盛がこれに当たり、三万余騎の軍兵をもつて都を出発した。途中で軍兵を召集したので、七万余騎の大軍となつて富士川右岸に陣をしきた。一方、源頼朝は、関八州の兵十万騎と、甲斐源氏の武田信義等の加勢を得て、駿河を平らげて、



総勢二十万と称せられた兵をもって、富士川をはさんで平家の軍陣に相対した。これより先、総大将平維盛は、関東勢の足並がそろわぬうちに坂東へ攻め込むべしという実盛の意見に従つてその気になつてゐたのであるが、忠清は監軍をたてにこれをとどめ、かくは対陣となつたものであるが、味方の援軍はなく、頼朝軍は益々軍勢が増加するばかりで、すでに平家方を呑むの氣概があつた。維盛は、関東の情勢にくわしい実盛に、「おい実盛、お前くらいの強弓のすぐれた射手は八ヶ国にどの位いるか。」と聞いた。実盛はてれくさそうに笑いながら、

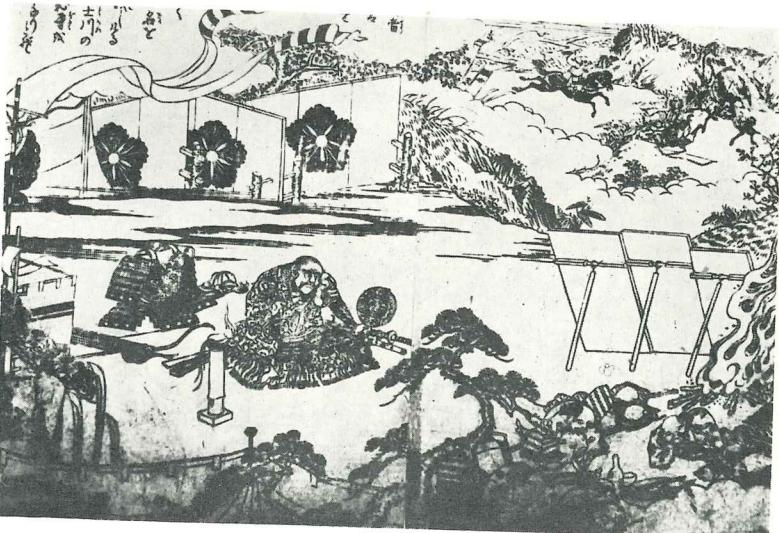
「さては、わが君には、実盛を大矢を引くものとおぼしめされますか、実盛なんぞは、わずかに十三束を引くにすぎません。この位の矢を引く者は、八ヶ国にはざらにございます。

大矢といわれるほどの者で、十五束以下の矢を射るものはおりません。その弓の強さも、強力なものが五六人で張ります。

このような強い射手が射ますと、鎧の一三領も重ねてやすやすと射通します。大名一人と申しますと、たとえその軍勢が少ないといつても五百騎は下りません。馬に乗った以上落ちることを知らず、難所を駆けても馬を倒しません。いくさとなれば親が討たれようと、子が討たれても、見むきもしないで戦います。

西国のいくさは、親が討たれたとなると供養を営み、忌^{ハシ}が明けてから攻め寄せる。子が討たれたとなると、その悲しみで戦わず、兵糧米がなくなると、春は田を作り、秋は刈り取つてから攻め寄せる。夏は熱いとい、冬は寒いといつて嫌います。東国では、さよのことは全然ありません。それに、甲斐や信濃の源氏どもは、この土地の事情をよく知っていますから、富士の裾野^{すそ}から味方の背後に廻つているかも知れません。この場に停滞したことは、味方を不利にするばかりで、この先どうなるかわかりません。」と、いつたので軍議となつたが、実盛と忠清との意見が合はず、このため実盛はこのことを維盛に報告して京都へ帰つてしまつた。敵軍の事情に通じていた実盛がいなくなつたということは、平家全軍を恐怖の淵に陥^{おち}し、水鳥の羽音に驚いて逃げ去るという、不甲斐なさを露呈するに至つてしまつたのである。頼朝は、これを追撃して、一気に、平軍を壊滅しようとしたが、千葉経胤・広常・三浦義澄等の進言で思いとどまり、武田信義に駿河を、安田義定に遠江を守らせて、鎌倉へ引き返して、軍備を整えることにした。

これより先の九月に、木曾谷に兵を擧げた義仲は、信濃・上野から越後に出て、城長茂を破つて北陸道を従え、一氣に京都へ入ろうと企てていたので、寿永二年（一一八三）四月、平家方は維盛・通盛・忠度等が十万の大軍をもつて義仲追討に向ひ、実盛もこれに従軍した。実盛は出発にあたつて、右大臣平宗盛に向つて、「実盛が東国の討手として下向し、矢一つも射ずに蒲原から帰京しましたは、武者として恥なりと思つています。今度北国に下つたならば、年老い身は衰えていますが、真先に進んで討死しようと思います。実盛は所領の関係から武藏に住んではいますが、もとをただせば越前の生れ、従つて北国は生れ故郷でございます。先祖利仁將軍に三人の男子があつて、嫡男は越前に住んで斎藤といい、次男は加賀に住んで富樫^{とがし}を名乗り、三男は越中に住んで井口といつております。これ等の子孫が繁昌して、國中互いに相親しみ、三ヶ国の宗徒の者共は血族・因族となつて、親類一門でないものはない位でありますので、実盛が討たれたとなれば、これらの者共が集まつて、別当は何を着ていたか、如何なる装束をつけた。



帰り、佐良岳・安宅の渡を経て、篠原で会戦したが、浮き足立った平家軍は、ここでも敗れて敗走した。実盛は、敗走する平家軍の中にあってただ一人踏みとどまり、ここが最後の場所と、心に期して戦っていた。これを遠目からながめていた信濃の住人手塚の太郎光盛はこのあっぱれな大将を目差して追つて来たが、松林の砂丘（上部写真・現在実盛壇という）にかかつた時決戦をいどんだ。

実盛は馬の歩をとめて、微かに笑いながらこれを受け対した。
「おう、手塚の太郎光盛とは、おぬしのことか。よき敵ぞ、いでや一戦、心おきなく戦おう。が、思う仔細あってわしの名は名乗るまい。相手不足なんぞと、おぬしを嫌うわけではないわ。いくさとはい戦つて勝ち負けを決するまでの面白味じや、取りたくば、この首を取れ。が、間違つてもこの首を沼やどぶに捨てるなよつ。首を持つてまっすぐおぬし方の大将軍に見参に入れよ……」と、言い終わると同時に弓を大地に投げすてて、「いざ・寄合え——手塚」。

「おう……」と答えて光盛も同じく弓をすて、互に双手を高く差上げて組まんと馬を近よせた。手塚の郎党は主人を討たせまいとして、その中に馬を乗り入れたので「邪魔をするな」と、いつて、実盛はその郎党を組みよせ、自分の馬鞍の前に押さえつけ、ずばりと首を落してしまった。郎党に押しわけられた光盛は、実盛の左に回つ

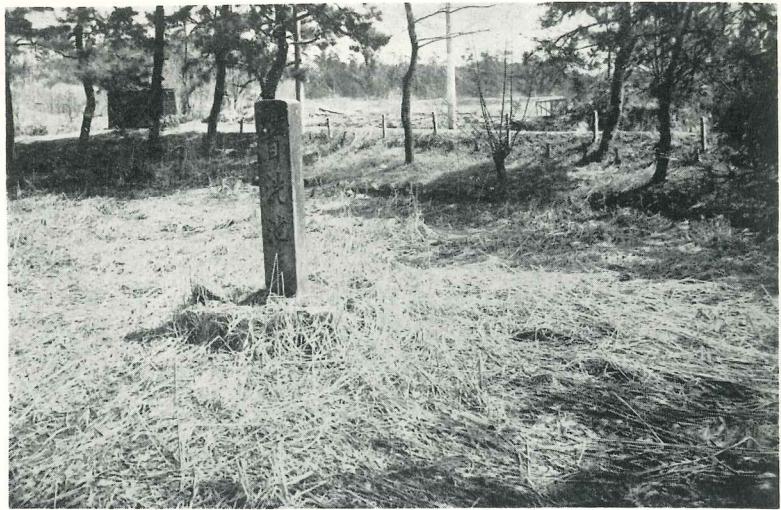
ていたかと、よりよりの話に出されたのが恥かしく思われます。「故郷へは、錦を着て帰る」と、いう、諺もござりますれば、今度の北陸路出陣に際しましては、錦の直型と石打征矢の御許しを賜わりたい。これが最後の御恩であります。」と、願い出た。

初めのうちには、身分のしきたりがあるからとして許そうとはしなかつたが、実盛の様子を見て、その決意を哀れと思い、かつは、士気を鼓舞するためにもなることとして、宗盛は、自家用としていたものを取り出して与えた。実盛はこれをつけ、勇躍出陣した。

平家の大軍が越前にやって来たことを知つて、義仲は仁科・林・倉光・疋田等を先陣として、燧城によらしめたが、城中に裏切りものがあつて、たちまちの中に落城してしまつた。

平家軍は、勝に乗じて、木曾勢を追つた。この時、敵将の中に、斎藤光平というものがあつて、実盛と相対したが、実盛の力量のはうが優れ、これを斬り殺してしまつた。平家軍は、息もつかせず木曾勢を追撃、越前を攻略し、加賀に突入した。そして、維盛は七万の兵をもつて、越中礪波山で義仲の五万の兵に対し、忠度は三万の兵をもつて、能登の志雄山に陣して、行家の軍に対した。

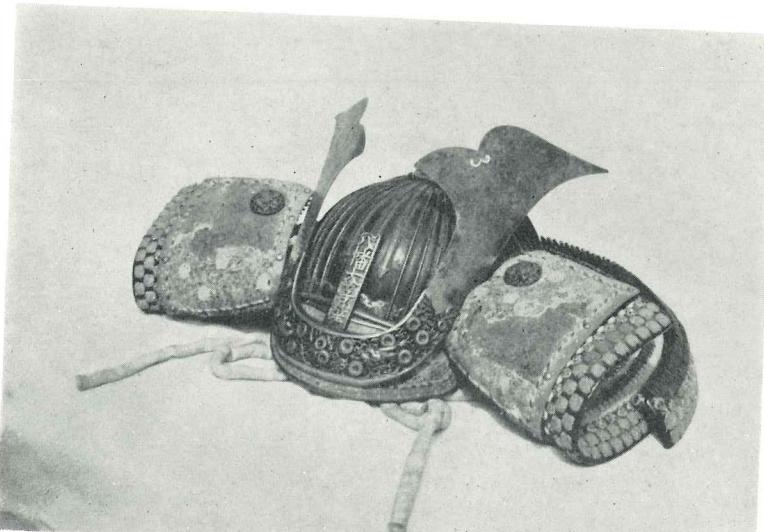
が、この礪波山の戦に義仲は火牛の計を用いたので、平家の軍勢は大敗し、俱利加羅谷は死体で埋まつた。平家の残兵は加賀へ逃げ



東町六一、室井豊氏提供)は、御先祖より拝領のものです。

この黒髪、黒ヒゲは、日頃実盛が申すには、白髪と見ればあなどられ、進まんとすればにくまれ、退けばいい年をして命をおしむと誇られる。悲しき者は老の白髪である。だからわしは戦場にのぞむ時は、髪もひげも墨で染めて出陣するといつていたので、墨で染めたものでしょう。孫太郎、水を汲んできて、洗って見よ」そういわれて沼(上の写真・現在首洗の池と称されている)から水を汲んで洗つて見たところ、忽ち白髪に変わったので、正しく実盛ということが知れ、かつて幼い頃、わが身をかくまつてくれたお蔭で、今日の義仲がある。たとえ七ヶ日にも養い親である。人の運命の皮肉なことよと、義仲は泣いた。時、寿永二年五月二十一日(一説には六月一日、その他異説あり)実盛五十八歳(源平盛衰記によれば七十三歳)であった。

以上、吾妻鏡・保元・平治物語・平家物語・源平盛衰記・野尻村史・埼玉県誌・妻沼経塚調査報告書・壇一雄著「木曾義仲・筑摩書房」・富山県斎藤系図等を参考に書いた。
なお、主たる文献の提供は、県立熊谷図書館・市立熊谷図書館の御好意によるものである。



実盛の首にござります。この胄(上の写真・多太八幡藏・宇都宮市実盛の首にござります。この胄(上の写真・多太八幡藏・宇都宮市

桶口、いや、大弥太を呼べ!」呼ばれた桶口二郎兼光、一目、その首を見るなり「アナ、無惨、斎藤別当実盛にござります。…それにしても、実盛は白髪の筈(はず)であったが」と、首をかしげているところへ根々井の大弥太が馬をとばせて駆けつけ、その後ろを徒步の孫太郎が追つて来て、その首を見るやいなや、わあっと泣きだした。

大弥太は、義仲にむかって「木曾殿、これは、まさしく斎藤別当

てぶらさがるようにして、鎧摺(あぶみずり)の下から、鎧通しで一刺、また一刺たしかに手ごたえはあったが実盛は、とった首を放りすて、光盛の鎧をつかんで揉み合い、そのまま二人は、どっと砂丘に落ちた。

上になり、下になつたりして組みあいながら砂丘をころげおちて

行つたが、砂丘を匐(は)つていた松の根にひつかかり、ころげとまつて光盛は上になる。光盛はすばやく太刀をひきぬいて、実盛の胄をしつかりと押さえ「御免」と、たつた一搔(さか)で首をはねた。そのとたん光盛は、淋しい風にどつと迫いたてられるような気持になつて走り出し、まっすぐ義仲の本營に駆けこんで、この首を義仲の前に据えた。そして、これまでの不思議とも思われる首のぬしの行動を報告した。これを聞いている間に、忽ち、義仲の眼がうるんできた。

実盛に違いない。が、髪の毛が黒いのがふにおちぬ「桶口を呼べ!桶口、いや、大弥太を呼べ!」呼ばれた桶口二郎兼光、一目、その首を見るなり「アナ、無惨、斎藤別当実盛にござります。…それにしても、実盛は白髪の筈(はず)であったが」と、首をかしげているところへ根々井の大弥太が馬をとばせて駆けつけ、その後ろを徒步の孫太郎が追つて来て、その首を見るやいなや、わあっと泣きだした。

大弥太は、義仲にむかって「木曾殿、これは、まさしく斎藤別当

妻沼聖天堂



昭和三十四年三月二十日埼玉県指定文化財となつた妻沼聖天堂は、本殿・相の間・拝殿よりなる廟型式の権現造りで、本殿は、八棟造りといわれ、桁行三間、梁間三間、入母屋造り、背面千鳥破風付、西側背面軒唐破風付、向拝一間で相の間に接続しているが、本殿の丸柱の、雲文地彫中に飛彫された円文の浮彫や、長拌^{ながびん}、頭貫^{とうぬき}、台輪^{だいりん}、勾欄^{くうらん}に至るまで、さまざまの地彫を施し、その間に大小壁面、木鼻^{きばな}、薹股^{かさのまた}、技輪^{しづりん}、斗供^{どくぎょう}等に、華麗を競う彫刻を付しており、なかでも唐（現在の中華人民共和国）の古実に取材した洞羽日の彫刻はすばらしく、地元民が「関東の日光」と自説するのも無理はなく、色あせた彩色を復元すれば、必らずしも自画自讃の説とは、いえないようである。

相の間は、桁行三間、梁間一間、切妻造りで、前面の拝殿に接続、拝殿は、桁行五間、梁間三間、入母屋造り、正面千鳥破風付、向拝三間、唐破風付となつて

おり、本殿に調和して、建物美を一層高めている江戸中期の貴重な遺構で、現在の御堂は、寛文十年（一六七〇）十一月二十五日の、妻沼の大火に類焼して以来、六十余年間、仮御堂のまま過してきただが、妻沼在住の工匠、林兵庫正清（熊谷市在住、林金吾一級建築士の祖）が、靈夢によつて聖天堂再建を志し、全智全能を傾けて設計にかかり、精巧を極める立面図（極彩色絵図面、林家に現存）を作成し、時の歓喜院住職、英雄和尚にこれを見せた。

英雄和尚も、なんとかして聖天堂を再建したいと念願していた時だけに大いに喜び、早速これを氏子総代に謀つて再建の決議を得た。時、享保十九年（一七三四）甲寅年のことである。正清はこの喜びを、

「槌の柄を寅（捕）まえたりや今日の春、卯に打ち始め辰（建）る御社」という歌で表現した。

事実、本殿の棟木に「享保廿卯二月十五日細工初
大工棟梁当村林兵庫」と記されていることによつて証明されてゐる。だが、辰（翌年）には建つに至らず、本殿上棟は、寛保元年（一七四一）辛酉十一月三日で、細工を初めてから、實に六年有余の歳月を要している。更に相の間、拝殿まで完成したのが、宝暦十年（一七六〇）であるから、工事期間二十五年ということになる。もつとも本殿が竣工し、遷宮^{せんぐう}をすませ、接続工事はしばらく中止していた。

これは、洪水による經濟的困窮によるもので、宮舎の再建に着手してから、元文元年（一七三六）寛保元年（一七四一）翌二年と、三回にわたつて水害があつた。なかでも寛保二年八月の大洪水は、日光御成街道（江戸本郷追分から中山道と分れ、岩淵宿をへて荒川を渡り、川口、鳩ヶ谷、大門、岩槻の四宿をへて、幸手宿で奥州街道と合し、宇都宮で再び分れて日光まで至る街道）も、裏街道（中山道の鴻巣宿から分かれて忍通り、上新郷、川俣を経て、上州野州方面に至る街道）も不通になるという大きなもので、この地方でも農作物に大被害があつて、資金に困窮したことがあがわれる。又拝殿の棟木にも「本社寛保年中既周備已雖欲築造拝殿氏子頗窮故暫息而宝暦五之冬以集議起首六年丙子冬閏十一月二十六日棟上」と記されていて、これを立証している。だが、信仰の中心を聖天様に求めていた氏子たちは、遂に宝暦十年竣工にこぎつけ、文化遺産として現在の人達に伝承してくれたものである。

聖天宮の沿革

治承三年（一一七九）武士階級が台頭するきっかけとなつた、保元、平治の両乱と、源平合戦において名声を博した武人、斎藤別当実盛が、既存の白髮神社を修造して、自己の守り木尊としていた「大聖歎喜天」を合祀して聖天宮と奉称して長井庄の総鎮守とした。これが聖天宮の草創であるが、その翌年、源平最後の決戦が始まり、実盛は召集されて上洛し、平家方に組した。しかしこの戦いは平家に利あらず、豪勇をもつてなる実盛も、かつて幼い命を庇護したことのある木曾義仲軍との戦いで、手塚太郎光盛に討たれて篠原の露と消えた。時、寿永二年（一一八三）五月二十一日（一説には六月一日）五十八歳（一説には七十三歳）であった。

やがて平家は滅亡し、源氏の勝利で戦いは終つたが、平家方に組した実盛の息、斎藤五実途、斎藤六実長は、隠れ住む身となつて、実長は僧となり、阿請房良応と号した。仏門に入った実長は、父のゆかりの長井庄に、寺院を造営すべく心に期していたところ、文治五年（一一八九）八月、源頼朝の奥州平定の軍に参加した、実盛の外甥、宮道廉（じょう）校国平が、佐藤三郎秀員父子を討取つた（吾妻鏡）功によつて、陸奥国江刺郡と、武藏国長井庄を領することになつたので、兄実途の二児を伴ない、建久二年（一一九一）長井庄妻沼の地に来て錫を留めていた。

建久四年三月二十五日、入間野において鳥追狩を催した源頼朝は、下野下向の途次、同二十七日に聖天宮に参詣した。阿請房は、この機会をとらえて、聖天宮修復のため、東八ヶ国の勧進を願い出てこれを許された。それから四ヶ年、良応は諸国に錫をひいて喜捨をつのり、国平等の後援もあつて、遂に建久八年（一一九七）聖天宮舎の改修と、別当歎喜院長樂寺を建立、更に御正駄錫杖頭（大正三年四月十七日、国指定重要文化財）並びに御本尊一面觀世音菩薩を奉鑄して、現在に至る基礎を確立したのである。其の後一世紀余にわたつての消息を知る手懸りがなく、暦応二年（一三三九）の紀年銘のある鰐口（県指定文化財）によつて、聖天堂の存続をわざかに伝えているに過ぎない。

そしてまた時代は流れ、永禄九年（一五六五）八月、父長康から家督をゆずられ、忍城主となつた成田左衛門次郎氏長は、上杉方の羽生城を攻め、これをおとし入れ、城将木戸玄齋、河原井以下の武将を上野国金山に敗走させ、北条氏の外様大名として重きをなすという武将ではあつたが、敬神の念あつく、天文二十一年（一五二二）地頭豊島美作守高吉に命じて聖天堂の社頭を造営した。既説によると、長泰父子となつてゐるが、この時の棟札書には、「領主成田下総守藤原朝臣長泰子息左衛門次郎」となつており、長泰は、氏長の父であるというだけの記録である。長康は次子泰親に家督を譲ろうとしたので、氏長は永禄八年自立を計り、小田伊賀守、別府兄弟とともに城に籠つて父の入城を拒んだので、長康はやむを得ず竜淵寺に入つた。というように、仲がわるかつたので、この父子が力をあわせて、聖天堂を造営したということは考へられない。それはとにかく、時の別当は権大僧都秀全、大工は今井右衛門助金吉奉行は東藏坊少僧都心順であつた。当時は忍領であったので、成田氏が手を加えたものであろう。

天正十八年（一五九〇）豊臣秀吉の天下統一最後の戦いでもあつた小田原攻めには、氏長は弟泰親とともに小田原に籠城し、忍城には留守居として坂巻鞆負、成田内匠をおいた。石田三成は忍城を水攻めにしようとして、利根川、荒川の水を引き入れるための堤を築いたので、石田堤といわれて残り、日本の戦史上有名であるが、この労費は、人夫一人、昼は永樂六十文に米一升、夜は百文に米一升といわれ、五日間で完成したという。

だが、忍城は要塞堅固の上に、守将が協力して死守したため、容易に陥落しなかつたが、秀吉が小田原にいた氏長を説得したので、ついに浅野長政の軍に降つた。氏長はのちに秀吉から野州烏山城三万七千石を与えられた。そしてこの年、徳川家康が関東八ヶ国の大守となつて江戸城に入り、関東地方の開発と治安にあたることになった。

文禄三年（一五九四）三月一日、関東の大守徳川大納言家康は、大祖新田義重の靈廟改めのために江戸を出発、新田郡太田町へ出向の途次、聖天宮に参詣して黄金三枚を奉納した。くだつて慶長九年（一六〇四）徳川家康は伊奈備前守に命じて聖天堂を修築した。この時の棟札書には、參奉造興大日本國武州幡羅郡福河庄妻沼郷歎喜天御宝殿一字

その右左に、慶長九年甲辰姑洗中六日とあり、その下右から、国司内大臣源家康公、大壇那伊奈備前守、代官寺田七左衛門并下代箕田仁兵衛、同倉橋文右衛門并下代福島仁助、願主別当榮信、大工長谷川与左衛門、鳩田采女正とある。

御朱印は將軍の代る度に下賜されたもので、上の写真は、四代將軍

家網の時代のものであるが、次のように記されている。

聖天領武藏國幡羅郡日沼村之内五拾石事并社中竹木諸役等免除任

慶長九年十一月三日寛永十三年十一月九日丙先判之旨永不可有相違任者也 寛文五年七月十一日

なお、聖天宮古記録の写を見ると、（解説・句読点筆者）

一、下田五反壹畠廿歩

右は聖天宮御供田御座無候に付、大河内金兵衛様御奉行にて、沼地御埋立御普請成下され、御寄附遊ばされ候。尤も人足の儀は、妻沼村、台村、男沼村、弥藤五村、善ヶ島村、右五ヶ村にて相勤申候。水除堤御供田共に、日々勤人足え賃永御扶持下し置かれ候右場所寛永十三年子の二月九日より三月廿九日迄皆出来仕り候。

一、中田壹町五反八畠廿壹歩

右大河内金兵衛様御奉行にて、横堤外沼地御埋立御普請成下され御寄附遊ばされ候。尤も人足の儀は江波村、八ツ口村、上須戸村西城村、上根村、八木田村、西野村、田島村にて相勤申候。尤も

寛文五年七月十一日



日々勤人足え賃永御扶持下し置かれ、寛永十四年丑の二月一日より四月十五日迄、右場所皆出来仕り候。

一、反別壹町八反八畠壹歩

大河内金兵衛様元御屋舗跡、平馬西裏通り御林、寛永十五年寅一月十五日、聖天宮社中に御寄附遊ばされ候。

一、反別拾壹町壹反壹畠十七歩

古来より有來候社中、式口合せて拾貳町九反九畠拾八歩の社中に成る。

右は當社由緒御尋に付、記録相改め書上奉候所相違御座なく候。以上

寛政八年辰七月

大河内金兵衛印

御役人中様

なお、大河内金兵衛陣屋舗の寄附については、左のような譲渡状がある。

大河内金兵衛陣屋舗譲渡状

右は、我等儀台命によつて、爰許引私候に付、数十年住居候陣屋舗、其方へ相議申度く掛合に及び候所、誠に奇特なる取計申聞せ、尤もの事に候。いずれ其方の計に任せ鎮守稻荷聖天両社え、地所並びに立木令寄附致すもの也

寛永十五年二月十五日

大河内金兵衛印

以上のように、徳川幕府は聖天宮護持のために力をそえ、ひところ衰微した聖天宮も順調な繁栄の道をたどり、これにともなつて妻沼村も門前町としてのかたちをととのえてきたが、寛文十年（一六七〇）十一月二十五日、妻沼に大火があり、浅間おろしの強風があおられて、聖天宮にも飛火し、中門（妻沼町指定文化財四脚門）を残しただけで堂塔ことごとく類焼するという悲運に見舞われ、前記再建まで六十余年、仮御堂の時代が過ぎたのである。

西野堀の内の板碑



大字西野字堀の内、四四二番地の二地内に上部が三分の一程度欠損している板碑がある。碑の上部に四行、光明遍照 十方世界、念佛衆生 摂取不捨 とある。この偈は、觀無量寿經の中でも、特に讚詠されているもので、淨土宗の宗祖法然上人は、この教義の心を、「月影のいたらぬ里はなけれども、眺むる人の心にぞ住む。」とうたい、これが宗歌となつてゐるといふ。その偈の下中央に、正嘉元年丁十一月晦日孝子故白 という紀年銘が彫られ、その右に、右志者為慈父正嘉元年丁十一月十二日焉 長井馬入道 真興七十一也 とある。

この板碑は、新篇武藏風土記稿「西野村」の部に「塚村の北にあり、土人実盛塚と呼ぶ、傍に三町許の除地あり塚上に碑石あり、長五尺三寸二分、幅一尺六寸二分、碑面上に梵字を彫り……後略」とあり、「此塚は長井馬入道と云人の建てたること明なり……中略……此辺堀内と云所は、実盛が邸跡なりと云ひ伝へり」とあるので、大正十四年埼玉県史蹟名勝天然記念物保存法によつて「斎藤別当実盛館趾」として指定され、翌十五年三月三十一日付、十五指令地収第一二七七號をもつて、標識、玉垣、掲示場建設実施奨励費として、金六十円也を交付され、現在のようない工事を施工した。なお、この区画地と新道路設置のために、江波の内田義行氏が二〇坪、西野の細谷高三郎氏が五坪、同所細

谷喜作氏が四坪寄付して、參觀の方途を講じたが、文化財保護法施行にともない、指定物件からはずされた。

この板碑を実盛の供養塔とし、西野堀の内を実盛の館趾としていた既説の事項は、すべて誤りであるといふことが知れたのは、富山県東礪波郡東野尻村（現礪波市苗加）の、斎藤善蔵家の系図と、同家の記録によるものである。

善蔵家には、この板碑記載事項の懸軸があり、記録には「馬入道者右馬介入道実家之事也、右馬介文治三年丁未生正嘉元年丁巳十一月十二日七十一歳寂。祖父実盛、父実途、右馬介国平之女婿也。」とある。

実家は、聖天堂沿革の項で述べたように、叔父の阿請房良応（実長）に伴なされて、建久二年、宮道簾杖国平のもとに、弟実幹とともにかくまわれていた。善蔵家の記録によれば、実家の出生は、文治三年（一一八七）というから國平のもとにかくまわれた時は、五歳の幼児に過ぎなかつた。更に、歎喜院所蔵の「御正躰錫杖」の柄の部分に、「奉鑄 武藏國永井聖天堂錫杖御正躰 建立氏人 宮道国平平氏 藤原実家 藤原実幹 聖人信乘付自身依御託宣奉鑄畢 建久八年丁巳四月八日辛亥かのと 鑄匠和氣未支藤原守家齊昭則支」と、その名が記されているが、この時は十一歳で、この錫杖を奉鑄するにあたつて、協力をする力はなかつたであろうが、実盛の嫡孫であるといふ、國平の思いやりによつたものであろう。やがて実家も成人して、國平の娘安姫と結婚、長井庄一円を相続して西野郷に住んだ。従つて、この板碑は、実家の供養塔であり、西野堀の内（面積五一一〇〇平方メートル）は、実家の館跡なのである。

現在、その堀の内の中を新福川が貫流してしまい、かつ、周辺の畠地の土取が行なわれたために、館跡の面影はまったくないが、以前は西の面に福川（旧）が流れ、東面に鎌倉枝道が走つており、周囲は水田に囲まれた。当時の武家屋敷としては格好のたたずまいであった。なお、板碑のすぐ北側の畠の土取を、昭和四十七年に行なつた際、人骨と、鎌倉初期と推定される骨壺片が出土した（前原儀久氏報告）といふから、この実家との関連が推定されるが、くわしいことは、計画的な発掘ではないのでわからない。なお、実家は、弟の実幹とともに鎌倉に仕えた。更に付言するならば、この板碑は、四十九日忌に、実家の息、某が建てたことが、その銘文によつて知れる。

異称・松茸街道



国道十七號線を、熊谷市の八木橋と、丸善の間を北進する道路を現在では、重要地方道熊谷～桐生線と称しているが、この道は昔から妻沼地方の重要道であった。古代、東山道を幹線として、逐次大和朝廷の勢力圏内に包含されていった北武藏地方にとっては、かくことのできない道路で、武藏・上野の国府を結ぶ枝道であった。

(上部写真は、西野の新道橋、右が、旧道の遺構である。)

奈良朝時代に武藏国は東海道に属したが、北武藏地方では、上京の際、主として東山道を利用したようである。平安末期、長井斎藤実遠・実直・実盛と、三代約七十年間、長井庄大我井の地に居を構えてから、更にこの道路は重要幹線となり、この線から、本庄、深谷、羽生、忍方面への道路も開かれた。このため、現在なお、各線ともT字路となっているのである。鎌倉時代には、上野国新田郡への通路とし、また、足尾銅山で産する銅の運搬にも、時として利用された。新田義貞が、鎌倉幕府討伐の軍を進めるにあたっても利用され、南北朝抗争のための軍兵の往来もしばしばあったはずであるが、くわしいことを立証する文献は見あたらぬ。

写し文書ではあるが、この街道のことが文書に見える最古の事柄は、荒井家（現、栃木県足利市永楽町一一五に居住する荒井金四郎家）の「妻沼村渡船場旧記」に、次のようなことが記されている。

一、文禄三年午三月、東照御神君様 御大祖新田大光院殿様御靈廟御改めのため、伊井兵部太輔様、松平周防守様、屋代越中守様、朝比奈弥太郎様、伊奈備前守様、右之御方様、中山道熊谷宿より、御通行御道筋、妻沼通りよろしきに付、御代官高林治郎兵衛様、大河内孫十郎様、当村え御越遊ばされ、有来候渡船御改遊ばされ候所、船数不足故、大渡三艘、小早二艘、新たに造立、御渡遊ばされ候、其の余不足之分は、小島村、間々田村作渡船これあり候村々、妻沼村え召寄せられ、則ち、御船橋にて、御神君様並びに諸候様方 新田、太田町え御通行遊ばされ候。

一、寛永十三年子三月、下は川俣、上は五料御関所の中脇往還に仰付られ候、御代官、南條金左衛門様、大河内金兵衛様より、横渡船三艘、小早二艘新たに造立、御渡遊ばされ候。

一、寛文十二年子八月、上州館林御城主、榎原式部太輔様、太田金山御城の跡え、松茸一尺八寸五分廻り、紋大中黒を棒げ、出生仕り候に付、右御城主様より將軍家え御献上遊ばされ候。其後、延宝元年より、元文五年まで、御林守中村孫左衛門殿、天笠安右衛門殿御添書にて献上致され候、寛保元年八月より、石原半右衛門様御懸りにて、御証文相添御献上になる。（献上の二字は、榎原様よりの例なり。御代官石原半右衛門様が始め）：この文書以下略

右、文書の中に松茸献上のこと�이記されているが、明和元年（一七六四）の妻沼村明細帳の中にも、「一、太田金山御献上御松茸、御証文相添、これを差し立遊ばされ候節、熊谷宿迄刻付を以て縦送り申し候。もつとも、船渡とも当村にて相勤申し候。満水にて、上根村地内福川押開候節は、村船渡を以て縦立申候。」とある。更に、上根の長島光家の、宝曆十三年（一七六三）の文書に、「……上根村、弥藤五村境、右福川に、長さ十間余の土橋御座候。是は金山御松茸御用並びに、新田領え、熊谷宿より往還の道筋に御座候……」とある。（次頁右下の写真が、この道路の遺構であり、株式会社と見える建物の左側地点に土橋（道善橋という）があつた。）

明治二十二年（一八八九）この道路は県道となり、熊谷道と改められ、道善橋は、その川下約八〇メートル（現在の明治橋のすぐ川上）のところに架け替えられ、明治橋と命名された。従つて道路も広くなり（旧道一間）



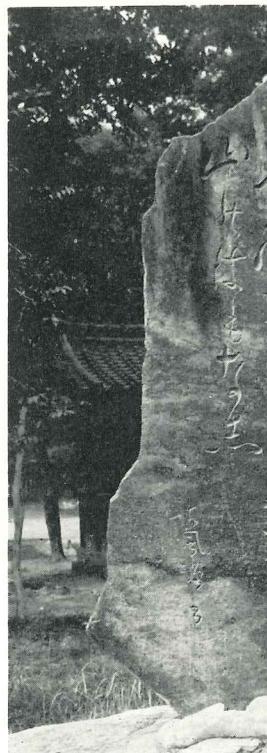
上部に掲出したエノキ（斎藤別当実盛が植えたという伝説のある大きな榎の枯れたあとに植えたもの、今はこれも切られてしまった）のところでゆるやかなカーブをとり、明治橋まで直線とした。今から百余年前まで「金山御松茸御用」という立札をたて、松茸をがごにのせ、掛役人がしたり顔して付添い、宿継をもつて鄭重に送られた道路なので「松茸街道」という異称がなされたのである。

相馬御風筆の歌碑

光俊卿

紅葉ちる太我井の杜の
夕たすぎまた目にかかる
山のはもなし

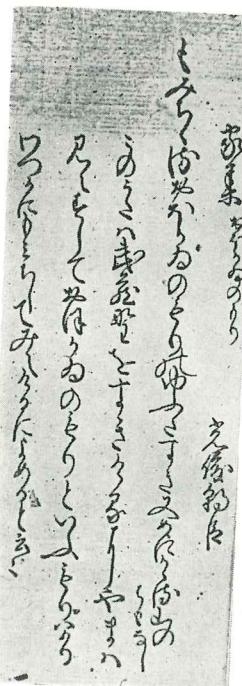
御風謹書



和十七年、大我井神社の境内に建立した立派なものであるが、妻沼の大我井の地で詠まれたものであるといふ決めてこの歌は、康元元年（一二五七）鎌倉幕府の将軍として迎えられていた、後嵯峨天皇の第一王子、宗尊親王に招かれて、歌席に列した藤原光俊卿が、京都への帰路を東山道に選び、鎌倉を北上して武藏野を過ぎ、上野国（群馬県）

「もうすぐ」という妻沼の大我井の杜にさしかかった。この辺は田や畠と草原ばかりで山はなく、ここばかりが大森林をなし、ケヤやカエデが紅葉して一幅の絵を見るような美しさである。更に杜の中に入った時、鳥居の注連縄に捧げられている幣の木綿が、あるかなきかの風になぶられて、たすき状に綾なしてはなびき、それに紅葉が散りかかるのと、白と紅との調和した美しさに、動きもあるといふ美事な光景に接した。歌人光俊卿は詩情たちまちわきいで、「もみちゝるおほかのもりのゆふたすき又目にかゝる山のはもなし」と、一首詠じたものである。そして、家集に記しておいたこの歌が、延慶三年（一三一〇）藤原長清の編さんした、「夫木和歌抄」（通称夫木集）に収録され、更にこれが、寛文五年（一六六五）に出版されたので、後世に伝えられることになったのであるが、後年、これを復刻する際に「ゆふたすき」が「夕たすき」とされてしまったので、詠まれた場所に疑問がなげかけられ（新篇武藏風土記稿・吉田東吾の地名辞書）中には「光俊朝臣の紅葉かるの歌を、妻沼の地で詠んだとするのは、我田引水に過ぎる」と、きめつけている者さえいる。もっとも新篇武藏風土記稿を見ても文政七年（一八二四）池田定常編の「武藏名所考」にも「夕たすき」となつており、ごていねいに同書には「大我井杜其所詳ならず」としているので、それは違っているとはいえない。ところが、国立国会図書館に所蔵される夫木集の底本には次のように記され「夕たすき」ではなく、「ゆふたすき」であるということがわかつたのである。

家集 おほかのもり
光俊朝臣
もみちゝるおほかのもりのゆふたすき
又めにかゝる山のはもなし
このうたは武藏野をすきけるにやまは
見えすしておほかのもりといふもりはかり
わつかにもみちしてみへけるによめると云々



鑑賞・立証・解説

この歌は「紅葉散る」と、目にふれた事象を序し、「大我井の杜のゆふたすき」と、その場の情景を中心据え、これを受けて、「又目にかかる山のはもなし」と、結んで、ゆるぎない見事な一首を構成している。

「ゆふたすき」は、神事に奉仕する時に、袖をかかげる用いるもの、即ち「かける」ものであるから、中の句に懸けて、広漠たる武藏野のはずれにある大きな森の中に入ったその場の情景の見事さに、他には山の端さえも見えない、目にはいらぬという情感を、創作のテクニックを用いて「又目にかかる山の端もなし」と、表現したものであろうと思つたので、この歌の構成を筆者は前述の如く書いたのであるが、もちろんこれは、筆者の推定であつて決定ではない。従つてこの説に納得できない方は、どのように評価・鑑賞しようと、それは、鑑賞者の自由であつて、とやかくいう筋合ではないが、「夕」ではなく、「ゆふ」であることは前掲のコピーによつて明らかである。

では、「ゆふ」とは何か、広辞苑では次のように説明している。「木綿」の楮の皮をはぎ、その纖維を蒸し、水にひたして裂いて糸としたもの。主として幣とし、祭の時に神につけた」と。これによつてこの歌の「ゆふ」は「幣」であることが知れる。更に、これを立証するものに聖天宮縁起の中に左の一節がある。

「……宮柱大敷立和幣白木綿ヲ棒ゲ怠タルコトナシ……」と。

以上のことを見てくると、この歌は、大我井という地に神社のあるところで詠まれたものであるということを知れる。大我井の地で神社のあるところは、武藏国もいさか広いが、妻沼以外はないので、この地で詠まれたものであるとしても「我田引水」の説とはなるまい。なお、この歌の詠まれた時点を、康元元年としたのは、夫木集に収録されている光俊卿の歌、三百二十二首の中に、次の歌があることによつたものである。

なかぬまのゝをあさゆけは山こへにかひのしらねははくはつにみゆ

家集云康元元年十一月長沼野と云所すくれば西いぬ井にめぐりてぬのをひきわたしたるやうにしろくみゆるこれなん甲斐のしらねといふをきゝてよめると云々

長沼は、現在の伊勢崎市に編入されているが、妻沼から東山道へぬけるには、ここを通つたとしても、無理な道筋ではないし、長沼の地点から、甲斐（山梨県）の白根山を見すれば、西乾の方にあたり、雪をかむつた高い山頂が正に布をひいたかのよう、山越に見えるからである。

藤原朝臣光俊

前記の歌を詠んだ、藤原光俊とはどんな人であったか、これを知ることはよりこの歌の声価を高めることになろうかとも思うので、左に概略を記して参考に供することにした。

光俊は、平安末の廷臣で、後鳥羽天皇より愛され、左右中辨、藏人頭、参議兼右兵衛督、檢非違使別当等を歴任して、建暦三年（一二一三）この年建保と改元）権中納言に進み、陸奥、出羽按察使を兼ねた、藤原光親の次子として承元四年（一二一〇）に生れた。母は順徳天皇の乳母定経の女。父光親が勅命によつて義時征討の案文を草したなどで、承久の乱後、駿河東郡籠坂峠で斬殺せられ光俊も配流せられた。しかし十二歳の年少であつた彼は、その翌承久四年（一二二三）この年貞応と改元）には帰京することができた。のち嘉禎二年（一二三六）出家して真觀といい、高野に住んだ。二条家の流れを汲んでいるので、異風の歌を詠んだが、宗尊親王の歌の師であった関係から、建長四年（一二五二）将軍として鎌倉に迎えられてから、毎年のように招かれて鎌倉に下り、しばしば歌席に列した。

そんな関係から、前内大臣藤原朝臣、民部卿藤原朝臣為家、侍従藤原朝臣行家らと共に、左大弁藤原朝臣光俊も、「続古今集」の撰者になつたが、為家とはよくなかつたようである。その詠作は「新勅撰」以下の勅撰集に八十余首収められている。著書には「簸川上」一巻がある。建治二年（一二七六）六月九日、六十七歳で歿した。

管原道真添書之の碑



（碑面の文字）

（碑面の読み方）

離家三四月

家を離れて三四月^{げつ}

落涙百千行

涙を落す百千行

万事皆如夢

万事皆夢の如し

尋、仰彼蒼

じじひそち、
時々彼蒼を仰ぐ

管原道真添書之

（読み方は、和漢名詩選評計による）

× × × × ×

この碑は、大字江波三九一番地、宝蔵院境内に建つてゐるもので、碑面も大きく立派なものである。彫られてゐる詩は管原道真が、太宰の権師に左遷されてから之作で、都の家を離れてから、はや三四月経て、百千行の涙の落つるを禁じ得ない。かかる身の上となつては万事皆夢の如くである。時々彼の蒼天を仰いで、自ら訴うのみであるという、悲愴な詩である。

この碑陰には、上部に「雲龍」と横に大書し、その下に、次のように記されている。（句読点・ふりがなは筆者）
「往者内田長齋は、わかき頃仏乗に帰依し、五十老より其教をさとし諦て、天照おん神の降臨有て御恵みの余りを感じて、都の家を離れてから、はや三四月経て、百千行の涙の落つるを禁じ得ない。かかる身の上となつては万事皆夢の如くである。時々彼の蒼天を仰いで、自ら訴うのみであるという、悲愴な詩である。

伏す。間に知己あり、管公の震筆を軸にして与へける。しかるに是を石に彫すとかや。此石碑の世に取めきて風骨の艶。此を学ぶものは、徳不孤必隣有。歎びを知らしめて、かく隣有のよろこびに絶へざるよしを、需に応じて一通り記し、郷童の和悦これなり。時于弘化四年丁未年孟夏 椎葬可良久 時年七十三回」と。

これによつて建立者は内田長齋であり、建立は弘化四年（一八四七）の夏、碑陰の撰文並びに書は、善ヶ島村の、羽鳥可良久であり、碑の表面の書は、軸になつていた管公の書を石に彫つたものであることが知れる。

俳人椎庵可良久

前掲碑陰の撰文を書いた可良久は、安永四年（一七七五）武州幡羅郡善ヶ島村の地頭の一人、植村家の名主又左衛門の三男として生れ、政三郎と命名された。又左衛門には、すでに男子が一人いたので、政三郎には別の面で身をたてさせようとして、天明六年（一七八六）江戸日本橋小網町で酒問屋を営み、豪商として財をなしている下奈良村の名主吉田市右衛門に託した。時、政三郎十二歳。この時の市右衛門は二世の宗敬である。

初代市右衛門宗以は、武州幡羅郡四方寺村（現熊谷市大字四方寺）吉田六左衛門宗徳の第四子として生れ、享保十一年（一七二六）分田を得て同郡下奈良村に一戸を創立し、農業のひまなとき、地方産の白木綿を売買し、逐年財を増やしていく。天性あわれみ深く施しを好んだので、郷党の間でも評判がよく、宝曆三年（一七五三）抜てきされて植村家（表高五百石取りの旗本）の名主となり、九十一歳まで長寿を保つた人であるが、その血を受けた宗敬もまた慈善家であり実業家であった。宝曆十二年（一七六二）二十三歳で家督をつぎ名主となつた。後、植村家の御勝手賄役となつたために、江戸出府が多くなつたので、浪費をばくために吉田屋という酒問屋を始めたのであつたがこれが大当りして勿ち財をなした。天明三年（一七八三）七月、死者二万余人、土砂の被害区域六十余里に及んだ未曾有の浅間の噴火によつて、幡羅郡一帯でも、用悪水路が埋つたり、利根川の川床があがつて連年出水し、作物が水

腐、食べるものさえ満足にとれないという被害を受けた。このため住民は困窮の極に達するという惨情を見た市右衛門は、父に相談してこれの救済にのり出し、近郷農民救助のために支出した金穀の数量は莫大なものであつたと伝えられている。更に寛政元年（一七八九）七月、利根川の溢水の甚だしきを憂い、組合四十七ヶ村の役を除かれたしと金五百両を幕府に献納したり、同四年八月には、下奈良村外九ヶ村の灌漑用水に供する荒川奈良堰用水堀浚渫の資金として金三百両を献納するなど、慈善事業に力を尽したので、幕府はその功を嘉賞して苗字帶刀を許した。この市右衛門は、文化十年（一八一三）十月、七十五歳で歿したが、政三郎を託された時は四十七歳といふ、分別もそなわつた働き盛りであった。慈善の心厚き市右衛門が主人である吉田屋には、當時著名な学者や俳諧師などの出入が多かつたのは自然のなり行きであるが、多感な少年政三郎はいつしか俳諧の道に心をひかれるようになり、十五歳の時、遂に春秋庵一世加舎白雄の門に入り、可良久と名乗り、手伝のかたわら俳句を学ぶことになった。しかし、師の白雄は寛政三年（一七九一）九月十三日に歿してしまったので、その門にあつたのは二年そこそであるが、白雄翁に従つて相州大磯の鳴立庵にも行つた。

春風をまいては波の光るかな 加良久

蝶舞ふや真砂に残る浪のあわ

々

などの句はその時のものである。また、八王子に松原庵星布女という、女流俳諧師がいた。

星布女もまた、吉田屋に来遊することしばしばで、五十を過ぎたこの女流俳人に、可良久は故郷の母のぬくみを感じ折八王子の松原庵を訪問した。その際につくつた句に、

人なれし鶴をみし多摩の河原かな

可良久

などがある。しかし時おり母をしたう心が、梅若丸の伝説の地である隅田川で、次のような句を詠ましめている。

浅川や女もこゆる蚕時

々

春の月母の速舟棹さして

可良久

梅若の土手何処までぞ夏の月

々

師の白雄の亡くなつたことは痛手ではあつたが、俳人たちとのつきあいも多くなるに従い、益々俳諧の宗匠として身をたてようとする志は固くなつた。しかし手伝い仕事をしながらの作句では、大成は望めない。若いうちに各地を行脚して見聞を広めるとともに、同好の士との交遊を深め、お互いに研鑽する必要があるとして、吉田屋の了解を得て、関西行脚の旅に出た。時、可良久十九歳、寛政五年（一七九三）春のことである。

天龍の見えてすみれの下り道

可良久

希望に胸をはずませ、信州より木曾路へぬけ、足どりも軽く各地の風物を観賞しながら京都へ向つた。

夏虫や京には多き仏堂

可良久

京都に出た可良久は、京都見物をして寺仏の多いのに驚いた。そして蕪村門下の月居を訪問して、その句

なかぬ子ならいくらも連ん野のつばな

月居

などを句帳に記して大阪に出た。大阪には島屋という飛脚問屋があつて、主人は大江丸という俳人である。

吉田屋の蚊に食はれけり伊左エ門

大江丸

という、おどけた句をつくつたのもそのときのもので、この句は一茶の

「おらが春」にも収録されている。そんな関係もあって、可良久はその家に厄介になり、大江丸の句風について勉強した。居心地がよかつたので思わず長居をしてしまった可良久は、大阪を後にして伊勢に椿堂を訪ね、それから名古屋にむかつた。名古屋には、先年死亡した加藤暁台の高弟士朗がおり、暁台に关心をもつていた可良久は、ここでもしばらく滞在して作句の指導をうけ、士朗の句三十句程度を句帳に記し、暁台の句集と、色紙に、

梅が香や簾の中まではきちぎり 士朗

という句を書いてもらい帰途についた。

涼しさや富士を左にかご立ん

可良久

関西旅行に春夏を過した可良久は、江戸の地を思いだしたように帰路を急いだ。江戸に帰つた可良久は、千住の秋香庵、建部巣兆の門に入り、ひたすら俳諧の道に精進していた。

吉田屋という豪商の庇護をうけていた可良久は、多くの著名な文人・墨客と交ることができたのは幸運であったが実家の長兄六左衛門に子がなく、すでに次兄は桐生在の木越家をついで安兵衛を名のり、他家人となつていて必然的に後継者は可良久ということになつた。家を相続する以上、いつまでも江戸での留学は許されない。六左エ門が健在のうちに一応、家事万端名主役のことなど修得しておかなければならない。すでに父母は老境の人である。親戚一同協議の上、可良久を呼びもどすことになつた。可良久は俳諧の道をすてがたく、その去就について迷つていたが、市右衛門からもこんこんと諭され、遂に寛政十二年・十四年間の江戸在住に終止符をうつて帰村した。

帰村した可良久には、早速世話をするものがあつて、下川上村の比留川家から妻を迎えた。これも、妻帯すればおちつくだらうという、両親のふくみもあつたかも知れないが、帰郷してからも相變らず俳諧の道に精進し、つねに江戸に遊び、また江戸からの来訪者も多かつた。そんな生活を送るうち、享和二年（一八〇二）母死亡。文化元年（一八〇四）父死亡という厄にあつた可良久は、兄六左衛門の持畠四反ばかりを作り、その屋敷内にある大きな椎の木のそばに居を構え「椎庵」と命名して作句に専念、遂に文化四年、巣兆から文台を許された。時、可良久三十三歳。

この時与えられた文台の賛には、

あじさいや面白くなる夕日影

巣兆

があり、俳句宗匠としての資格を得たのである。

巣兆の句集「曾波可理」に、「女沼にて」として、

五月雨やまくら借りたる桑の奥 巢兆

可良久句帳には、「巣兆先生、草庵をとわれて」として、

はつかしのすゝの落ちたる卯月かな 可良久

というのがあり、妻沼地方に来遊した巣兆の足跡を立証している。前述の、芭蕉翁稻妻の句碑の碑陰の撰文を巣兆が書いているのは、先輩五渡（隠居して五翁）のために、可良久が依頼の労をとったことによるものである。

文政一年、兄もいよいよ老境に入り、名主役もつとめかねるという現実に直面して、可良久は又左衛門を襲名して名主となつた。時、可良久四十五歳。名主としての可良久は、大いに村方のために活躍し、また、文政五年には、吉田に変つて植村家の御勝手賄役となり、財政たてなおしに貢献し、苗字御免となつた。

役職の関係から江戸在府の多くなつた可良久は、益々文人・墨客との交りを深めていた。当時、江戸で出された「風流人墨客名家人名録」にも、可良久羽鳥又左衛門の名が見えている。文政八年、領主植村家の息八郎右が、内藤主膳の息女と結婚した際の仲人役として、吉田市右衛門（三代目）と共にとめているが、これは、俳人として出入のあつた可良久の骨折りに負うところが大きく、外交手腕も優れたものをもつていた。

天保六年（一八三五）名主役を養子文次郎（玉井村名主鯨井家に生る。雅號を広芳という歌人）にゆずり、隠居した可良久は、余生を郷党子弟の読書の師匠として、また俳句を友として過した。帰村した当時の若い頃は、

水仙の香にさへ旅をせつかる 可良久

という具合に旅にあこがれ、巣兆から文台を許されながらも、俳諧の宗匠たることを断念しなければならなかつた感懷を「池を鵜にとられて鶯の枯木かな 可良久」という句に托して家名をつぎ、自己に課せられた責務を果した今齡もすでに六十一を数え、なにをあくせくする必要があるうか。悠々自適、農村の風物を詠んで淡々とした心境に身

をおいていたことが、その句によく現われている。

わらじなき仁王にさすや冬の月 可良久

いも汁におしけ客も春の雨 ク

摘芹のはしり根寒き門田かな ク

田植女の一人ころんと戻りけり ク

門口に水せき分る青田かな ク

せわしさは里のならいか秋の月 ク

可良久は絵も書き能筆でもあつた。今は故人となつてしまわたが、その子孫である羽鳥六郎氏の手元に残されている遺墨（写真にしたもの筆者蔵）には見るべきものが多い。弘化四年（一八四七）江波村の内田長斎が、菅公書跡の碑を建てるにあたつて碑陰の撰文を依頼したのもこの地方での能筆家として知られていたからである。

可良久は依頼に応じて快よく書いたが、建碑が終つて間もないその年の七月五日に生涯の幕を閉じたのであるが、死の直前まで筆をとつていたことが、養子広芳の「椎園歌集」に、

「父の筆をとりながらもおくれてはあわれぬものを猶ぞかなしき
けふまでも年終るを知らずしてなげきの種を書きのこしける。

ことはりと思ひながらもおくれてはあわれぬものを猶ぞかなしき
と、いう歌によつて知ることができる。それにしても、広芳すら死に目にあえない位であつたから、いつもと变らない状態のまま卒去したのであろう。享年七十三。その墓は善ヶ島竜泉寺にあり、映遊院江月円翁居士という。

なお、可良久は生前さまざまの文書を筆写して現在に残し、妻沼町誌編さんのために今なお貢献している。そして先祖の残した文書をもとに、郷土史を残したいと念願してならず瞑目された六郎氏に、この一文を捧げ冥福を祈る。

芭蕉翁稻妻の句碑



稻津まや闇の句碑
かた行交青の声
桃青
× × × ×

この句碑は、妻沼聖天堂へ向つて右側の境内地に建てられている高さ一・七三メートル、幅三〇センチ、厚さ一五・五センチという、角形扁平のものである。

前後の文を勘案して挿入した。更に変体かなは平がなにおきかえ、読み易いように、句読点を付し、わかりにくくと思われる文字には、ふりがなをつけた。なお、この文の解説には、早大文学部の加藤諱教授のご指導を戴いた。)「むさしの国長井庄聖^(天宮)建る芭蕉翁稻妻の句」この石ふみや、太田うし南畠子の活筆を需て書しむる処なり、ただしこの句、此地に援あるにあ^(ら)、さきに全郷人五翁・角浪なるもの此丘に登りて、涼秋月夜を^(も)遊び、二子頻に実景に感る事あり。干時、此石ふみを起立せん事を^(め)らすと云。曾て世間古翁の句を揚て碑に建もの、或は東郊に詠しを以て西岳に營み、或は北海に喰るを移して南湖^(に)これを建つ。略その景情にそむくもの少なからず、さはあれわけ行野山に旅心をなぐさみ、花なき里に郷童を和悦せん媒^(ばかり)となす。^(しか)しながら、これ風流の一盤にとどまる処也かまへて僻事などといふべきにあらず。況や実景に對して古人の作妙を賞るをや。ここにまた、詞^(兄)都久裳可良久あ

り、同交五渡・五樓なんど俱に志願を助け、ちからをあわせてついにこの碑を彫る。いはゆる郷童の和悦これなりけり。斯て祝す、古樟・老杉この石ふみとともに、ながく法林の青苔を冠らん事を。

□化九年七月上弦 東都秋香菴兆識

以上のように彫られている。これによつて表の句は、太田蜀山人が書き、建立者は五翁・角浪であり、協力者は、可良久・五渡・五樓、建立は文化九年の夏、撰文並びに書は、江戸千住の俳人、秋香庵一世建部菴兆といふことが知られる。全国的に著名な蜀山人や菴兆の筆跡がこの地に残されているということは、利根川の水運の便がさかんに利用された江戸時代には、各方面よりの貨物の集散地であり、中山道熊谷宿から上州方面、特に太田町への脇往還という交通の要衝の地に加えて、関東地方には珍らしい大規模の、豪華けんらんたる廟形式権現造りの聖天宮があるので、文人・墨客の交流には格好の場所であったといふことによるものであろうが、江戸の文化を吸収したこの地方の人々そしてこれらの人々と交流した文人・墨客との縁の綾は、さまざまな人間模様をおこなして現在に伝えている。

建碑の主初代五渡

初代五渡は、宝暦三年（一七五三）代村（現熊谷市）に生れ、本名を定七といふ。当原島村福王寺の住職に愚禪和尚がおり、定吉はこの愚禪和尚について学び、其の才を愛されて五渡といふ法名をもらつた。成人してから妻沼の大和屋（現在の森谷呉店の土蔵造りの家）がそれであるが、当主とは関係はない。)をついた。大和屋は、菜種、くすり陶器、雑貨、材木等々、手広く商売をしていた。聖天様の浴油供の供物である「歎喜団」（通称おだん）の原料の中でも最も高価な、七種類の香薬を納めていたのもこの店である。おだんは、奈良朝時代（約千二百年前）唐の国から輸入されたもので、米粉（もち四、うるち六の割合）と、七種類の香薬を水でねりあわせ、もちのように平たくして、砂糖であるみをつけた小豆あんを、ちょうどざくろのような形につつみ込み、油であげたもので、菓子の歴史上から

見ても珍菓であるが、歓喜院秘伝の製法に加えて七種類の香薬が高価なために、商品とはなっていない。

さて、定七が大和屋をつぎ、「早稻の香や分け入る右は有磯庵」という、芭蕉真筆の短冊を手に入れたので大いに喜び、以来「有磯庵」を号とし、愚禅和尚にもらった法名五渡を俳名として風流の道に精進していた。当時、後輩ではあるが、江戸日本橋小網町の酒問屋「吉田屋」に寄宿していた當時建部巣兆の門に入つて俳句を学び、兄六左エ門の後継者として善ヶ島に帰っていた可良久などがおり、蕉風俳句振興のために努力していた。

このような風流人を店主とした大和屋には、自然文人・墨客の出入が多くなった。ある年大和屋を訪問した蜀山人はその店頭に売っていたくしを題材に「旅人につげの小ぐしやみねはりの木曾路はこととさして教へん」と詠んだ。

文化八年、五渡は六十歳となり、伴理兵衛も二十七歳になつたので、家業と五渡の俳号もゆずつて隠居し、自らは五翁と称し、益々風雅の道を学んでいたが、その道標として句碑建立を思いたち、何回か交遊のあつた蜀山人に表の句を書いてもらい、碑陰の撰文は可良久に依頼して建部巣兆に書いてもらつた。巣兆もまた何回か妻沼地方に来遊したことがあり、可良久あての書翰や句などによつて知ることができるが、当時、鈴木道彦、夏目成美とならん江戸の三大家といわれた巣兆が、この地方に足跡を印し、かつ句碑の撰文を残されることは、当時のこの地方の文化を知る貴重なもので、なにが書いてあるのかわからないと、見過してしまつては、せつかくの文化遺産がもつたない。句碑建立後も、五翁は伴五渡などと共に益々風雅の道に精進していたが、文政三年（一八二〇）八月二十一日、六十九歳でこの世を去り、その墓は東岡の瑞林寺にあり、「有磯五翁」と墓碑に記されている。

春風や客おくり出す竹の門

五渡

里寺や若葉にくらき料理の間

ク

旅人の帰る日ありて秋の風

ク

旅空や雪の朝日にせつかれる

ク

両宜塾と寺門 静軒



「身はたとえ武藏の野辺に朽ちるとも留めおかまし大和魂」と、辞世を詠んで刑場の露と消えた、吉田松陰をはじめ、梅田雲浜、頬三樹三郎、橋本左内等々、有能な学者や、尊皇攘夷の志士たちを、根こそぎ、血をもつて肅清するという、恐怖政治を強行した、時の大老井伊直弼が、安政七年（この年三月十八日万延と改元）三月三日関鉄之介ほか十七名の水戸浪士と薩摩の有村治左衛門等の凶刃によって、桜田門外の雪を血で染めるという大事件がおこり、これを契機として、急速に討幕運動が推進され、物情騒然たる幕末の動乱期に、妻沼郷仲宿の玉蔵坊跡の一隅に、木の香も新しい二階屋が建立された。（現在の茂木高之氏住居の家屋）

この家こそ、江戸において異色の儒者としての名声を高め、かつ生活の安定をもたらした「江戸繁昌記」が、風俗を乱すものとして幕府の憲に触れ、所持の書物並びに版木を取りあげられた上に、武家奉公構えの処分を受け、現実社会に対し熾烈な関心をもち、江戸の泰平と繁昌の背後に、頽廃と洞落のきざしを読みとるほどの慧眼をもちながら、遂に傍観者の立場に身をおくことを余儀なくされ



九日、二十四歳という若さで歿してしまった。この墓は瑞林寺にあり「夙雪淳雄居士」といい、遺児の喜美女名義で父親の義柱が、嘉永二年（一八四九）十一月二十九日の三年忌に建てたもので、墓碑銘は、瑞林寺十三世、是範呑海和尚が右側面に、小池水斎が左側面に撰書し、裏面に夙雪辞世の詩と、「水仙も三年の今日の手向かな 千丸」「ちからとも杖ともせし霜ばしら 義柱」という追悼句が記された立派なものである。

静軒が来遊して妻沼に足を留めることになったのは夙雪歿して十三年忌、何か、因縁めいたものが感じられるが静軒が聖天様へ詣でたのは、元日のだるま市、七日までの初祈禱、近郷近在の信者の初詣り、十日の初市、十一日の鍵入、十四日のものづくり、十五日の大師がゆ、十六日の仏の正月、十八日の初観音、二十日のエビス講等の、正月行事でにぎわい、その反動のように、もの日以外の日は、聖天山境内も閑散となる。そんなある日のことである。

社前にぬかづき、ねんごろに礼拝を終つた静軒は、やがて聖天堂をはなれ、別当歓喜院の方へ歩をうつし、庫裡の玄関に立つて案内を請うた。出て来た番僧に名を告げ、來意を伝えると、番僧は引返して院家にこの旨を伝えた。

時の住職は、武州埼玉郡花崎村の平井氏の出で、十六歳の時歓喜院に入り、海旭和尚によつて披剃受戒し、二十一歳の時、高野山に入つて修業すること十年、歓喜院に復帰してから、しばらく太田村の能護寺住職として過し、再び歓喜院に復して住職となり、貴惣門を造営する等、意欲的な動きをしていた英雅和尚で、時年四十五歳という分別盛



天保十三年（一八四二）八月以来、諸々を転々としていた江戸の儒者、寺門静軒のために、歓喜院の住職英雅和尚が、世話を人の鈴木三六（交陵）と、小池五十郎（水斎）に相談して建てたものである。英雅・交陵・水斎の三人は、かねてから郷学を始めようと、計画はしていたが、なかなか師匠として迎えるに適當な人がいなかつたので延び延びになつてゐたのであつたが、静軒の来遊を機に、私塾を開設すことになつたもので、この家屋とは別に塾舎（上の写真）。だが、昭和四十三年この棟は取りこわされて今は無い。を建立、「両宜塾」と命名して、以来、明治六年に至るまで、郷党子弟の勉学の場となり、有能な人物を輩出している。

寺門静軒はこれより先、天保十四年、上州島村の金井烏州を訪問する途次、江戸在府の当時、幾度か経書の講義をしたことのある、堀越寛助（夙雪と号す）という好学青年の実家、上宿の堀越義柱の家を訪問し、聖天様にもお詣りしたことがある。

寛助は、文政六年（一八二三）十一月四日、堀越義柱の長子として生れ、年少の頃より学を好み、江戸出府の折には、しばしば静軒の門を叩き、その教えを受けたのである。鈴木交陵や小池水斎が郷学を創めようと考えるようになったのは、先輩夙雪の影響によるものと思われるが、惜しいことに、弘化四年（一八四七）十一月二十

りであった。英雅和尚は、かねてより静軒の名声は聞き及んでいたので、自ら玄関まで、この珍客を迎えた。

そして歎喜院の世話人であり、名主大物代の鈴木三六、名主の小池五十郎のもとに番僧を走らせ、静軒の来訪を伝えた。二人は、先輩の夙雪から静軒のことは聞いており、敬慕していたので、こおどりするばかりに喜こび、早速歎喜院にかけつけた。この時交陵が三十六歳、水齋が三十三歳、いずれも男盛りである。

静軒を囲んで早速酒宴となつた。酒は上宿の造り酒屋、伊勢屋（現伊勢屋酒店初代）醸造の「歎喜盃」である。地酒とはいってもこゝのある銘酒で、口あたりがいい、静軒は酒も好きだが話もうまい。諸国周遊中の豊かな話題に歎談、時を忘れる程であった。が、やがて、英雅和尚は形をあらため、「鈴木、小池の両君と、かねがね郷校を創めよう」という相談をしていたのであるが、なかなか師匠として迎えるのに適當な人が見つからないので、のびのびとなり、今日に及んでいる次第である。幸にして先生が当地に来遊されたということは、天与の配剤と思われる。すでに先生は、江戸において塾を開設した経験もあり、その学識については、故、夙雪君からもしばしば承っているし、著書も拝見して承知している。今、諸国を転々として定住の地をもたれない様子なので、誠にぶしつけなお願いではあるが、この地にしばらく足を留められ、郷党子弟のために経学の講義をしてはくれまいか。」と、申し込んだ。

静軒は、「放浪癖のついている僕には落ちついて講義をすることができるかどうかわからないし、その器ではない

からおことわりしたいのだが、一人娘のマチが、さほど遠くもない冑山村の根岸家に嫁入して、たりといふ孫も生れこのほうの心配はなくなつたし、武家奉公構の身では、所詮志を達することもできかね、二十年間も転々としていたので、歩きまわるのもあき、いさざか疲れた。娘の婚家先も近いこの地なので、ご好意にあまえることにしよう」と

いうことで、塾の開設を承諾した。そこで早速、前記のような次第と相成ったようなわけである。

小池水齋は、静軒が塾の開設を承諾したので、「両宜塾告竣序」に、「夫レ国ニ学有リ、郷ニ庠アルハ古ノ制ナリ僕、郷校ヲ起サント欲シテ久シ。而シテ師表其ノ人ヲ得ル、コレ難ク亦久シ。語りて曰ク、生ヲ知ルハ上ナリ、学ヲ

知ルハ其ノ次ナリ、僕、オモエラク、生ヲ知ルト雖モ、聖学ハコレ則チ聖ヲ益ス。況ヤ我輩ヨキ師友ヲ得ズ、学、何ヲ以テ敬蒙セん。然シテ今ナリ、吾ガ靜翁來遊シテ言ウ。婚嫁スデニ終ル。四方ノ志亦倦ム。蓋シ天ハ之ヲ誘ウナリ困ツテ之ヲ請イテ留ム。ソモソモ翁ノ行翁ノ学、コレ、世ノ仰慕スルトコロ、而シテコレニツキル。豈之我輩ノ幸、師表其人ト得ザルベカラズ。乃チ今マサニ一舎ヲ糊メ郷校ニ擬ス。庶幾ハ学徒來リテ質亦以テ益セヨ、我、是ヲ所望スル。コレ、遠近ニ於テナリ。先生ハ宜シク老ユベシ、子弟ハ宣シク学ブベシ、ヨツテ命ジテ両宜塾トイウ。敬白

安政七歳庚申春正月、水齋 小池美成」とある。（音訳筆者、原文筆書の告竣序は、小池家の当主篤一郎氏が妻沼町教育委員会へ寄贈されたので、裏うち表具して額に入れ、中央公民館に展示してある。）

なお、静軒の書いた「両宜塾記」（妻沼町指定文化財）には次のように記されている。（音訳筆者）

「静軒居士年六十五、行脚スニ倦ム、宜シク老タリトイウベシ。然レド未ダ其ノ地ヲ得ズ。是ノ歳万延紀元妻沼坊ニ遊ブ、カツテ、歎喜院公ト、坊甲鈴木・小池ノ二氏ハ、郷学ヲ創メント謀ル。未ダ其ノ主ヲ得ズ。余ヲシテ寓セント欲ス。我、諾シテ曰ク、僕、其ノ人ニ非ズト雖モ、且、イマダ果哭ヲ知ラズ。否、斯ニ於テ、御シテ打過ナバ、祖師ノ名ヲ存スルコトイカソ。之ヲ願ハズ。乃チ地ヲトシテ功ニ就ク、日ナラズシテ慶ス。堂ハ南ニ面シ、坊ヲ距テ數十歩、田畠ヲ擁シ、塵謹ヲ絶ス。極メテ読書ニ宣シ。東方ハ暢達シテ利根川横ニ、一里ニタイズ。風帆數ウベシ、漁笛ハ響フ送り、而シテ筑波ハ峰ヲ抜ク焉。陰ハ淡ク、晴ハ濃ク、翠光欄ニ注グ。其ノ勝以テ倦フ洗ウベシ。

嗟、夫レ、我之ヲ得テ宜シク老ユベシ。学、我ヲ得テ宜シク講ズベシ。因ツテ名ヅケテ両宣ト曰ウ。又、魄ヨリ始メヨノ義ヲ取り、号ハ静堂ニ從ウ。庶幾ハ之ヲ千万斬年ニ存セん。乃チ之ヲ記シ、後ノ來学者ニ告グ。

夫レ、聖人ノ道ハ孝弟ノミ、孝弟ナルハ仁ヲ本ト為ス。万巻ノ書ヲ読ミ、八斗ノ才ヲ負ウト雖モ、行ガ道ト背ケバ豈、之ヲ学者ト謂ハニヤ。菜根ヲ咬ンデ百事ナル、疎食ヲ厭ウナカレ。酒ハ怠業ノ具、戒メテコレヲ飲ム勿レ。灑掃ハ子弟ノ職、勞ヲ憚ル勿レ。驕慢ニシテ敬ヲ外人ニ失スル勿レ。佻達ニシテ謗ヲ郷閭ニ引ク勿レ。他ノ諭スベキハ、

固ヨリ読ム所ノ經伝ノ中ニ存ス。何ヅ必ラズシモ一々セン。請ウ、之ヲ省リミヨ」と、このように記されているのでこの二つの書跡を見れば、両宣塾開設の時期や、經緯、環境、更には教化理念がわかると思う。

両宣塾は、一般的の寺子屋と違つて、その地域の児童多数を集めて

読書の手習いをするというものではない。

鈴木英雅、鈴木交陵、小池水斎、東条芹水、吉田六三郎、稻村英隆など、すでにこの地方における学識者に、日程を定めて議義をしたり、近郊名家に請われて出張講義をするというものであった。



しかし、静軒の名声をしたう親たちは、わが子を両宣塾に通学させることによつて、知識人の仲間入りをさせたいという願いから入門させる者もあつて、年少薄学の者もかなりあつた。このような年少者には、余暇講義的なもので、学識者への定期講義、出張講義、あるいは又、静軒が旅行の時などは、もっぱら自習であつたから、自習にあきた年少門人達は、先生のいないのをよいことにして、庭先の百日紅に登つたり、二階から屋根にはいあがり、白壁のいたるところに落書をしたり、さては押し入の中にまで落書をした。これが今、その当時のことを物語るかのように残されて（上部の写真）おり、いつの時代のことでも、そのわんばくさにおいては変りがないと、ほほえましくさえ思われる。

静軒は、両宣塾を開いてからも、その年の九月には、熊谷の、布



川堂筆塚の撰文を作り、井上淑蔭の桜花帳に序文を書き、翌文久元年には、越後の塙沢氏のために楓館記を草し、大麻生の秋山玄光の碑文を撰するなど、多彩な動きをする一方、文久三年には「静軒文鈔」が出版された。また、交遊関係も広く、書も多い。

慶応元年（一八六五）

葛和田村の名主、舞原弥五衛門の次男保太郎が、上州邑楽郡秋妻村の築比地家に入婿の際、

梅が枝の振りよく並ぶ
みどり松幾千代かけて結ぶみどり子……という扇

面（上部写真・妻沼町指定文化財）の詩、聖天様境内に建つてある長井舟月斎の碑文を撰書し、翌二年には、下忍村の名主増田五左衛門に依頼されて石田堤碑の銘文を撰し、翌三年には聖天堂境内に建つてある「石道之碑」の撰書、華藏院にある子来道士の墓誌を撰し太田村の荻原勘藏・ゆわ夫婦を地元の画家、荻原春山が一対に書き、それの贊をしているそしてこの年熊谷に移り、青山の根岸家に移り、妻沼を去つて一年ほどたつた慶応四年三月二十四日歿した。享年七十三、その墓碑は、青山の素封家根岸家の墓地内にある。

葛和田の大龍寺

葛和田の大龍寺は、慶長年間の創立で、開山は、徳川一代將軍秀忠の帰依特に深かった幡隨意上人（元和元年一月四日示寂。生存中四十八ヶ寺を開山した。）で、開基は、忍城主成田氏の家臣であつた島田采女正（元和六年六月三十日卒、其の墓は大龍寺墓地内にあり、法名も大建院昌譽竜繁居士）である。

宗派は淨土宗、上野国館林の善導寺末で、宝積山白道院と号し、本尊は弥陀三尊。現在の本堂には、本尊仏を中心にして、三十三体觀音像（妻沼町指定文化財）を安置しているが、これは本堂の前にあつた觀音堂に安置されていたものであつたが、大正五年、老朽甚だしきために觀音堂を取りこわし、本堂に移したものである。

大龍寺の本堂は、文久三年（一八六三）五月二十五日、落雷のために焼失、以来、長年庫裡を仮本堂にしていたが、現住職宮島俊定師が、長年の教職から身をひいた退職金を基金とし、壇家の協力を得て、昭和三十三年十二月に再建したもので、銅板葺の高い大きな屋根が、遠方からも望見できる堂々たる寺院である。この山門には開山の幡隨意上人智譽白道和尚の書いた山号「宝積山」の扁額がか



かげられ、その右手には、鐘楼がある。この鐘楼には、宝永二年（一七〇五）鋳造の鐘がかけられていたが、第二次世界大戦の折供出され、現在のものは、やはり現住職が奉鑄したものである。

山門をくぐって左手を見ると、これはまた見事石造地蔵菩薩を頂点にすえ、無縁となつた墓石五百体を十一段に積みあげ、総高八・七メートルの無縁塔がある。これは、昭和三十五年一月、墓地整理後直ちに造営したもので、とかく墓地整理の際、無縁となつた墓石は埋没されがちであるが、現在無縁となつたにしても、その墓石を建立した當時は、その寺の壇家であり、寺に対しても貢献した者もあるかも知れない。この寺の住職の高い識見に敬意を表したい。また、この寺には重要な語り部的役割を果すものもあるかも知れない。この寺の住職の高い識見に敬意を表したい。また、この寺には幡隨意上人の遺墨があり、三点とも昭和三十七年八月三十日、妻沼町指定文化財になつていて、山号は前記山門に写し取つた外、縦二〇四センチ、幅四六センチの掛軸表具となつており、名号は、南無阿弥陀仏と中央に大書し、その右に南無觀世音菩薩、左に南無大勢至菩薩と書かれ、その下右に慶長十_五年巳年卯月八日と書し、左に花洛知恩寺卅三世幡隨意（花押）と書かれているもので、縦二メートル、幅四八センチの掛軸表具となつていて、書状は、巻物表具となつていて、改裝の時、文字いっぱいに切りつめてしまつたので、若干文字を切りおとしたところもあるのではないかと思われる。が、研究されたい方は「埼玉の中世文書」を御覧戴きたい。

大竜寺は、慶安二年（一六四九）寺領二十石の御朱印を付され、歴代住職中には経書の造詣の深い者が多く、特に十一代尋誉弁秀和尚は易經に詳しく、五代將軍綱吉にその学識を認められ、將軍易經講釈の座に召された。この記録は寺に保存されており、その実体を知ることができる。また、二十五代住職、北條察源和尚は、論語の学而篇にある「行なうて余力あらば則ち以て文を學ぶべし」という語に基づいて、文久三年（一八六三）十一月「行餘書院」と命名して寺子屋を開設して近村子弟に学問を教え、明治十二年四月二十日病歿後、法嗣察明和尚がこれを繼承した。

この両和尚の頌徳碑は、不動堂の塚上に建てられているが、この碑を見てもその功績の大きいことが知れる。

なお、この寺の入口左右に、高さ一八〇センチ、幅三六センチ、厚さ二四センチの石に「南無阿弥陀仏」と、右と左とでは書体をかえて彫られているが、書は、念佛の行者徳本上人で、文政三年（一八二〇）八月、百万辺念佛講中の建立したものである。不動堂の塚下には、青面金剛六臂像の庚申塔（延宝八年十月建立）と、亀田鵬斎の文字庚申塔（寛政十二年三月建立）とがある。著名な人の書だけに見事なものであるが、くわしくは別項で述べたいと思う。

大竜寺草創の伝説

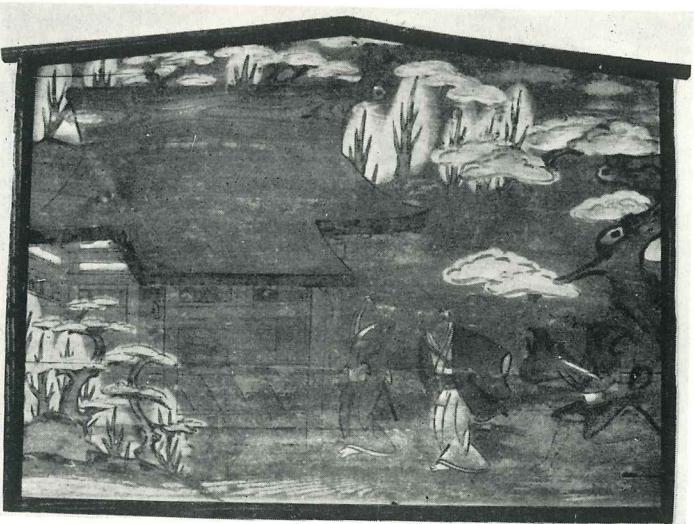
大竜寺の開基島田妥女正がまだ若い頃、下総国印幡沼の畔を旅している時、弁才天の再来かと思われるよう、一人の美女に出会った。余りの美しさにしばらく見惚れていた妥女正是、意を決して「我が妻に」と所望した。

願いかなつてその美女をわが家に連れ帰り、むつまじく夫婦生活を送っていたが、しばらくするうちに妥女正是不思議なことに気がついた。毎夜、草木も眠る丑満刻になると、妻の姿が見えなくなるということ。早朝見ると廊下や柱が水をかけたように濡れているということである。そうこうする間に、妥女正の妻女は魔物だ、毎夜のように近くの川で水あびをする。と、近隣の風評が耳にはいるようになつたので、妻女にこれを聞きだしたが、妻女は悲しげな目をして妥女正を見つめるだけでなんとも答えない。仕方がなく妥女正は、わが目で実態を見とどけるべく心に期した。

それから数年の歳月が流れたある年、妥女正は多くの村人と共に伊勢参宮することになり、江戸から海路をとつて伊勢に向つた。そしてかれこれ半分道中と思われる海上に来た時、びたりと船足がとまってしまった。

驚いた乗客一同は大騒ぎ、船長も不思議なきごとにしばらく呆然としていたが、これはただごとではないと思いつき、乗客一同に向つて「今まで何事もなく順調に進んでいた船が急にとまつたのは、龍神の当たりかも知れない。みんなが宝と思う大切なものをひとつずつ海に投じて龍神を慰めてもらいたい」と、いったので、一同は思い思いのものを海に投げこんだ。すると忽ち大きな海竜が現われて、妥女正の投げこんだものをくわえて、船のまわりをめぐり始めた。乗客一同は、恐れおののくばかりであったが、船長は「ねらわれているのはお前さんだがどうするかね」と妥女正に聞いた。妥女正は必死になり、海竜に向つて「何卒我等一同、無事に参宮をさせ給え、もしこの願いをかなえて下されば村に帰り、たとえ自分一人だけの力でも一寺を建立し、永く龍神の靈をなぐさめ、供養怠りなくつとめます故、何卒この船を進ませ給え」と、一心に念じた。すると、これはまた不思議、竜の姿は海中に没し、船はすべるが如く動きはじめたので、一同はようやく安堵の胸をなでおろした。かくして妥女正等は無事参宮をすすせ、郷里に帰えたので、幡隨意上人を開山に仰ぎ、村人たちの協力を得て遂に一寺を建立した。今でも毎月寺に集まる念佛講の人達は「大竜の常に住むぞやげに岩屋、蛇身文字は守護のためなり」と、まずこの御詠歌をとなえるという。

中岡の玉洞院



○玉洞院 梵宗臨濟派、上野国那波郡芝宿泉竜寺末。宝珠山光明禅寺と号す、開山を養敬宗胡と云、文明九年二月十五日示寂す。開基は月峯常円居士とのみ伝て、卒年俗称等を知らず、本尊正觀音を安置す。（新編武藏風土記稿）この寺の境内に、風神・雷神を安置した山門を有する觀音堂があつて、昔日は、忍觀音第十六番の札所として、参拝者も多かつた。現在、若干色はあせたが、立派な觀音詣りの絵馬（上部写真）が、同寺に残されており、当時の風俗を知るとともに、その、立証的物件となつてゐる。詠進する歌は、「あわれみの、たたちめぬまと、聞くからに、心の如く、湧きいつるらん」という。觀音堂の本尊は如意輪觀世音で、庶民信仰の対象仏として、もつとも親しまれた菩薩である。

山門は、かなり古い時代に倒れたまま復旧に至らず、礎石と、木鼻の「猿」、「唐獅子」更に、風神・雷神の木像が残され、往時をしのぶ証左となつてゐる。

この風神・雷神は、像高一・七八メートル、刀法雄揮な作で、若干彩色はあせてゐるが、見事なできである。妻沼町教育委員会では

昭和三十四年四月十七日、町の文化財に指定している。なお口碑によれば、この像は、正長年間（一四二一八）の作で、浅草雷門として有名な山門の風神・雷神は、この像を参考にして造つたものであるといふ。

この寺には、年号不詳ではあるが、鎌倉時代の作と推定される、弥陀三尊図像板碑と、



元亨二年（一三一一年）壬戌二月廿一日という紀年名に、極重惡人 無他方便 唯稱念佛得生極樂という偈のある板碑、その他欠損のものがある。また、享保年間の「鶴退治図」の歌舞伎絵馬も残されており、庭の羅漢楓は見事に枝を張り、かなりの年代を経た、生誕人の如くたつてゐる。

永井太田の能護寺



新篇武藏風土紀稿「太田村」の部に、能護寺 古義
新言宗、紀伊國高野山の末、寺領三十石慶安二年八月
御朱印を賜ふ、能満山定禪坊定禪院と号す、本尊虚空
藏を安置、開山了珍より十六世の間、示寂の年代等す
べて伝へず、十七世の僧は榮智と云、寛永七年寂す、
此寺古くは隣村間々田にありしやうにも寺伝にみゆ、
されど正しきことはしらず。鐘樓 元禄十四年铸造の
鐘をかく。と、ある。この鐘樓（上掲の写真）にかけ
られていた鐘は、第二次世界大戦中供出されたが、処
理されないうちに終戦となり、たまたま県誌編さんとの
ための調査中、これが稻村坦元氏の目にとまり、由緒
ある鐘であるからとして、能護寺に返還された。

この鐘は、妻沼在住の、諸八兵衛尉藤原正綱の铸造したもので、竜頭の造りも見事だが、乳の間に梵字を付し、銘
の間には、内州比丘慧光の誌した鐘銘が彫られている。更に、「本願能護寺廿八世、伝燈大阿遮黎法印秀雄、与力近
隣之士女等、鑄工武州目沼住、諸八兵衛尉藤原正綱、故願主、法印雄海、領主、永山氏、三枝氏、松崎氏」とある。
口経六七センチ、高さ一メートル余の立派なものである。なお、町内で返還された梵鐘はこれだけである。

「妻沼町の板碑」にも収録したが、高さ、
一五七センチ、幅五一センチ、厚さ六セン
チの、善光寺三尊式図像板碑（下の写真）
は、鎌倉時代の建立のもので、昭和三十四
年に町指定文化財となっているが、このよ
うに古いものもあるので、寺歴の古さを察
知することができる。

大きな本堂に入ると、「能満山」と大書



した額が掲げられ、格天井はすべて絵画でうめつくされ、内陣正面には
本尊の大日如来（新篇武藏風土記稿では虚空蔵となっている）が安置さ
れ、格天井には、金井烏州の筆になる十六羅漢像（上部写真）が一格一
体ずつ書かれてある見事なもので、この絵画は文化十一年（一八一四）
に再建された本堂に、壇家の淨財によつて、上州島村の金井烏州に依頼
して書いてもらつたもので、安政二年完成、出来あがつたものを舟で運
び、間々田河岸からあげられ、本堂内陣に取りつけたものである。

金井鳥州は、安政四年（一八五七）六十二歳で歿しているので、この絵画は、鳥州晩年の、円熟の境地にあった時の作品であるし、大きなものとしては、これが遺作となつたものではないかと思われる。これも町の文化財に指定されているが、もう一点、指定物件として、「空海筆、船若心経」がある。

この船若心経は、沢山の写経をする関係から、いそいで書くので、調度ねずみの足跡のような書体になるところから、通称「ねずみ心経」といわれている。現物は、鳥子金欄表装の巻物となつてゐるもので、東京博物館の鑑定の結果、空海自筆の真偽のほどは不明であるが、紙質等から見て、室町以前のものであるということが立証されている。寺伝によれば、天平十五年（七四三）一月二十八日、僧行基創立後、大同四年（八〇九）僧空海が東国巡錫の砌、荒廃した堂宇を再建、以来古義真言宗高野山派の、埼玉唯一の本寺で、末寺十九ヶ寺がある。現在では、本寺、末寺の称は廢され、何々宗、何派の寺院と称すとのことであるが、以前末寺と称されたものを妻沼町内に限つてひろつて見ても、歓喜院長樂寺をはじめ、阿弥陀寺、宝性寺、正藏寺、間々田の薬王寺、男沼の長勝寺、出来島の普門寺、台の円満寺、八木田の觀音寺、上江袋の能泉寺、上根の大性寺等、現在寺名を改めたもの、廢寺となつたものもあるが十ヶ寺を数えることができる。このような寺院であつたために、高僧傑出して高野山に登り、本寺の格式の由緒をもつて、弘法大師の真書を願つて附せられたものであると、伝えられている。

寺宝としては、金銅鑿子、金銅華籠があり、虚空蔵菩薩、大日如来、阿弥陀如来、地藏菩薩などの仏像もある。珍品としては、英一蝶（江戸中期の画家・狩野安信に学び、人物・花鳥にすぐれ、やがて、独自の軽妙洒脱な画風を創始。はじめ多賀朝潮と称したが、幕府の忌諱に触れ、三宅島に遠島、赦免後、英一蝶と改名した。）の書いた、鐘馗像の幟を掛軸表具にした、大きなものがある。なお境内地にはウバユリ（ユリ科）の大型多年草。山野の藪など陰地に生ずる。高さ約一メートル、鱗茎は白色、莖は強く直立して平滑、中ほどに五～六葉をつける。葉は大きく卵形、基部は心臓形。七月頃茎頂に二～四個のユリに似た緑白色の花を横向きに開く。が自生する。

庚申供養塔

奈良時代から平安時代にかけて、道教の三戸説が日本で受け入れられ、庚申の信仰となつて、講をつくつての庚申待や、庚申供養塔の造立が盛んに行なわれるようになるまでには、さまざまな推移があつたようで、一口に「庚申信仰は、かくしてなる。」と、いうことはできないが、羅德忠氏が「庚申信仰」という書物の中で、三戸の説を要約し「人間の体内には三戸がいる。三戸は形はないけれども、実は、鬼神や靈魂のたぐいである。人間が死ぬと、三戸は鬼となつて、勝手に遊びあるいは、まつりをうけたりすることができるので、つねに人の早死をのぞみ、庚申の日ごとに、人間が寝静まつたとき、体からぬけ出して、天に上つて人間の過失を司命の神につげる」と述べているのはこの三戸説が、庚申信仰の基本理念となつて発足したものであることを、うなづかせる要素をふくんでいる。が、庚申信仰成立の推移や性格の論議については、専門家の研究におまかせして、ここでは、妻沼地方における庚申供養塔の種々相について、調べた結果のみを記すことにする。ただし、昭和四十七年十一月末日までに調査したもので、若干見おとしのものもあるうかと思われるが、収録した百七基全部を記述することはできないので、特徴のあるものは、名家の筆になる「文字庚申塔」をあげ、書いた人の概略を記すことにしたい。

一基一体の庚申塔

大字飯塚の安養院福王寺境内にある庚申塔（次頁掲出）は、一基一体という珍らしいもので、左の塔は、舟形光背に浮彫の日・月を上部に、中央に宝冠、納衣をつけ、前手合掌温顔の僧形であるが、後上手、右に剣、左に三股杵、後下手、右に矢、左に弓を持っている。その主尊の左右に猿を配し、足下に二鶏が向いあつて彫られている。そして

蓮台、茄子座、台石と、なかなか念のはいったつくりである。

右の塔は、笠をつけた角柱石の正面中央にとまり木を立て、その上部に一鶴を、下方に一猿が、木登りでもするような格構をして彫られている。そして、左面に種子と、奉供養庚申待志趣者造立×××、施主十六人と彫られ、右の

面に、万治三庚子十二月二十一日という紀年

銘が彫られている。



この庚申塔は、妻沼町内では一番古く、庚申の主尊が「青面金剛」となる以前のものである。大護八郎氏が、調査の結果を、その著「庚申塔・新世紀社」に発表しているが、その中で「中世末にはじめて現わされてくる庚申待の青石塔婆や、江戸時代に入っては、寛永にはじめてみられる庚申塔は、寛文までの間はすべてその銘文は、仏教との習合のものしかでてこない。銘文の上に三戸説が見られるのは、私の調査では延宝四年まで待たねばならない。青面金剛らしいものが現わされてくる寛文よりなお十五年後である。……」と書いているが、当町でもこれを裏付けるような結果が出ている。

僧形四臂の庚申塔



上部写真の庚申塔は、西城村本郷十八戸の庚申講員が、本郷四つ辻道路脇に建立したものであるが、明治の初期、現在地（西城長慶寺の薬師堂山門前左側）に移したものである

舟形光背、上部に二鶴を配し、主尊は宝冠けさ衣を着けた二眼の僧形である。前の二手は、弥陀定印と思われる印を結び、後手右に棒、左に宝輪を持った四臂の主尊の腰部左右に猿を配し、蓮台上に立っている。

主尊の頭上には、金剛界大日如来、左に馬頭観音、右に大黒天の種子が刻されている。

その他上部に弥陀の種子ほか二三刻まれているが判読はできない。なお、光背右の面上に、建立庚申尊像二世安樂處、左に寛文元年初冬吉日願主敬白と刻されており、一六六一年、即ち前掲の庚申塔より一年後の建立である。

この外、善ヶ島の龍泉寺境内に、寛文五乙巳年（一六六五）十二月吉日建立の、角形枠付の石に「奉修庚申」と彫られ、正面に一猿、両側に各一猿浮き彫りとなっている。あるいは、紀年銘のわからない庚申塔の中に、寛文年間に造塔したものがあるかも知れないが、今まで調査した中には見あたらず、一六八〇年以後、「青面金剛」を主尊とした庚申塔があらわれてくる。

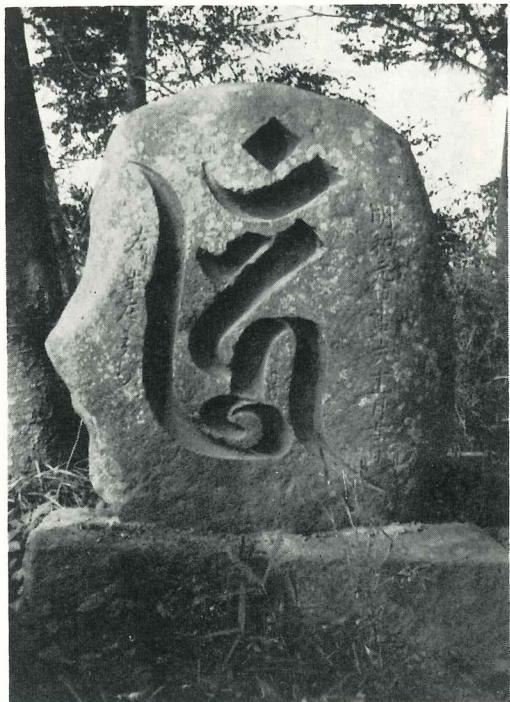
青面金剛主尊の庚申塔



大字日向の島田家（長井神社宮司）の墓地に、延宝八庚申年（一六八〇）十一月五日建立の青面金剛を主尊とした庚申塔（上部掲出の写真）がある。

一・〇五メートルのものである。右の外、青面金剛を主尊とする庚申塔で、延宝八年間に建立されたものに、大字台の円満寺、大字小島の医王寺、大字葛和田の大龍寺にある。なお、元禄四辛未十一月九日建立、上江袋の薬師堂前、元禄九丙子十一月建立、出来島の九五番地内、元禄十丁丑天十月建立、大野の稻荷神社、元禄十年霜月八日建立、永井太田の北廊、宝永元年七月廿二日建立、間々田の弘法寺、宝永五年十月建立、善ヶ島の竜泉寺、正徳五年二月建立、妻沼の摩多利神社、享保九年霜月建立、小島の医王寺、享保十一年二月建立、田島の慈眼寺前、宝曆五年二月建立、原井の大師堂入口、寛政七年十二月建立、八ツ口の日枝神社、年代不詳のものに、西野の共同墓地、葛和田の神明社上江袋沼下の路傍、に建立されているほか、「青面金剛」と文字に書いた庚申塔、更にはその文字の上に馬頭観音の種子や瑞雲をともなう日月を配したもの等、さまざまであるが、町内に八基ほどある。

種子庚申



大字妻沼字一本木の阿弥陀堂に、馬頭觀音の種子（ウーン）を、高さ九五センチ、幅八五センチの自然石いっぱいに、深く彫り込んだ、見るからにどっしりとした感じの庚申塔がある。

建立は、明和元年（一七六四）十一月、道しるべを兼ね、右、古戸みち、左り、本庄ミちと記されている。造営は、梶山・一本木・川岸講中である。

元和二年（一六一六）の「船渡定」（下総国神崎村甚左エ門文書）を見ると、

一、葛和田 一、川俣 一、古河 一、房川渡 一、栗橋 一、関宿之内右舟渡境 一、五料 一、一本

木 一、葛和田 一、川俣 一、古河 一、房川渡 一、栗橋 一、関宿之内右舟渡境 一、七里渡 一、府川

一、神崎 一、小見川 一、松戸 一、市川 一、定船場之外、脇々にて狹に往還のもの、渡すべからざること……云々とあるから、ここ一本木は、利根川十六渡船場のひとつであったことが知れる。また、この阿弥陀堂は「オシアミダ」として名高く、近年まで、盛大なお祭りがあつて、近郷近在の老若男女の参詣で賑わつたところである。

鵬斎書の庚申塔



大字葛和田の大竜寺門前の不動堂の塚下に
龜田鵬斎の書いた庚申塔が建っている。
塔身の高さ八〇センチ、幅三四・五センチ
の角形で、正面に楷書で「庚申塔」と書き、
その左に、鵬斎興拝書と署名している。

右の面に、寛政十二年庚申三月吉日
東 ぎやうだ、わたしば道。左の面に、南
くまがや 西、めぬま、ほんじやう道と記さ
れ、道しるべを兼ねるものである。

台石の正面には「講中」と書き、左右側面
講人の名がきちんと列記してある。

掲出した写真は、右記のものであるが、鵬斎の書いた庚申塔は、男沼の長勝寺にもあるが、これは書いてもらつて
から、しばらくしまいこんでおいたのであろう。建立は、万延元庚申年（一八六〇）十月十六日となっている。

書画人名帖によれば、「龜田鵬斎名は興、字は種竜、通称文左衛門」という。別に善身堂と号す。江戸の人なり。
初め井上金峨の門に入りて学を修め、後一家を成し、時に鳴る。晩年詩書酒画を楽しみとし、意に任せて放遊す。
世人争つてその書画を求む。文政九年（一八二六）三月七日歿す。年七三」とある。鵬斎は、葛和田の荒川家にしば
らく寓居していたことがあり、そんな関係で、町内においても、鵬斎の書跡を散見することができる。

石造地蔵菩薩



大字上根の薬師堂に入った右側に、寛政四
壬子四月吉日（一七九二）建立の石地蔵が建
つてある。像高一メートル、左手に宝珠を持

つていて。像高一メートル、左手に宝珠を持
ち、右手に錫杖を執持している形で、不空軌
の「地蔵菩薩の像を造るべし、内に菩薩の行
を秘し、外に比丘形を現し、左手宝珠を持し
右手錫杖を執持する形にす。」とある。この

説にもとづいて造られたものであるが、寺や
堂の入口、あるいは道辻、路傍などに建立されている石地蔵は、ほとんどこの形である。さて、掲出した写真を見て
も、その温顔は美形の尼さんをしのばせるような、整った顔立であり、納衣の線の彫り、宝珠を持つ手、錫杖の造り
それを執持する脂まで美しく、ていねいに彫られ、すっきりとした感じがする。蓮台の蓮弁も、一弁、一弁ていねい
に彫られ、中間台石は枠をつけて若干彫り込み、その面に「毎日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦」という偈が二行に彫
られ、右面に「寛政四壬子四月吉日」左面に「上根村中 願主 奈良原喜兵衛 世話人 成塚権右衛門」と彫れてい
る。この下に、反花を付した台石があつて、総高一・八一メートル。願主奈良原喜兵衛は、長年の宿願を達成した気
のゆるみか、石地蔵建立から二年余経た寛政六年九月二日に歿し、宝嚴覺道居士という墓石となつて、薬師堂墓地内
において、永い眠りについている。なお、この墓石建立は、その息庄治郎が施主となつてゐる。

右の石地蔵は、児を失なった親が、冥府の旅安かれと祈念して建立したものであるが、地蔵菩薩は、积迦入滅後、弥勒仏が現われるまでの、末法五濁の世にあって、六道（地獄道・餓鬼道・畜生道・阿修羅道・人間道・天道）の衆生を救うという菩薩で、梵名をキシャチギヤバといつて、現世利益のほか、死後の世界に迷う亡者も救済するという即ち、不空軌には「若し供養せんと欲するものは、菩薩像を安置し、面を西に向けて持誦し、香を焼き、時華を散して罪なし、神咒を誦持する者は、輪王宝を具足す、常に地蔵を見る者は、定業の報を受けず、常に地蔵を聞くものは百万病に染せず、根本印を結誦するものは速に無上道を得、一切仏菩薩常にけさに来て守護し、意に随て奉事すべし神咒を誦持する者は、諸の魔軍を催伏し、地蔵を供養する者は一切願を成就す。此の菩薩の本願は淨不淨を簡はず。まさに一切時に念ぜよ、安穩を獲得すべし、危難中に念ぜよ、諸の障難を消除すべし」と、ある。このような功德を有する菩薩なので、あらゆる宗派を超えて信仰され、平安時代以降、急速に信者の数が増加していった。しかもこれは、主として大衆によつて支えられ、ひろまつたもので、さまざまな靈験談が現わるようになった。

空也上人（平安中期の僧。空也念佛の祖。名は光勝。出自未詳。諸国を遍歴し、道路・橋梁・堂宇を修理し、水利を通じ、常に市井に立つて阿弥陀仏の名号を唱え、市聖・阿弥陀聖と称せられた。京都に六波羅蜜寺を建てた。同寺蔵の空也上人木像は鎌倉時代の康勝の作（九〇三—九七二）の作といわれる。「西院河原地蔵和讚」は、愛児を失なつた親達の心の中にじいんとしみこみ、地蔵菩薩を石に刻んでこれを拝み、この功德によつて冥府の旅の安かれと念じ更にはさまざまな病患、苦難をぬがれ、現世においては福利、安樂を、後世には極楽に生られるように念ずる。このため、當時この菩薩を拝し、祈念できるよう、道辻や路傍、更には寺院の入口、諸仏のお堂の入口などに建立されているものであるが、なかには童子の墓石として造られているものもある。しかし、石彫の地蔵尊は、庶民の信仰の対象として造立されたもので、寺院に蔵する木彫や铸造のものと比して、技法の稚拙はいなめない。

和讚による地蔵



俵瀬の、成就院墓地内に入つてすぐ左側に、元文四末歳（一七三九）霜月廿四日、妙讚法尼が施主となつて建立した。高さ九六センチ、幅四五センチの、和讚による地蔵菩薩が建立されている。上部中央に、蓮台にのつた月の輪中に地蔵菩薩の種子を刻み、天蓋が付され、尊像は碑の中央に蓮台にのつた立姿で浮き彫りとなつてゐる。（右写真）

次に紹介する「西院河原地蔵和讃」にあるように、石を積んでいるもの、泣き伏している子、地蔵の衣の裾や錫杖に取りすがっている童子、あやめと思われるものが下右の位置に彫られている。子どもを失なった親は、思わず手を合せたくなるような地蔵様である。筆者はかつて少年の頃、文盲の祖母のために、この和讃を読んで、練習のお手伝をしたことがある。祖母は左手で鐘をうちら右手に鈴をもち、身体をゆすりながら一生懸命におぼえようと努力するのであるが、年老いた脳の働きはにぶく、なかなかおぼえられない当時の事を思い出して、この文を綴りながらも、思わずじいんと目頭が熱くなるのを感じ得なかつた。当時の念仏は、ふしが單調なので、今でも記憶のすみに残つており、次に紹介する「西院河原地蔵和讃」を書くにあたつては、口ずさみながら書くことにならう。

西院河原地蔵和讃

これは此の世のことならず、死出の山路の裾野なる、西院河原の物語り。聞くにつけても哀れなり。二つや三つや四つ五つ、十にも足らぬみどり子が、西院河原に集まりて、父上恋し母恋し、恋し恋しと泣く声は、此の世の声とはこと変わり、悲しさ骨身を通すなり、かのみどり子の所作として、河原の石をとり集め、これに回向の塔を積む。一重積んでは父のため、二重積んでは母のため、三重積んではふる里の、兄弟我が身と回向して、昼は一人で遊べども、陽も入相のその頃は、地獄の鬼が現われて、やれ汝等は何をする、娑婆に残りし父毎は、追善供養の勤めなく、ただ明け暮れの歎きには、むごや悲しやふびんやと、親の歎きは汝等が、苦患を受くる種となる、我を恨むこと勿れと、黒鉄の棒を差し延べて、積みたる塔を押し崩す。其の時能化の地蔵尊、ゆるぎ出てさせ給いつつ、汝等いのち短かくて、冥土の旅に来るなり、娑婆と冥土は程遠し、我を冥土の父母と、思うて明け暮れ頼めよと、幼きものをみ衣の、もすそのうちにかき入れて、哀れみ給うぞ有難き、未だ歩まぬみどり子を、錫杖の柄にとりつかせ、忍辱慈悲のみ肌へに、抱きかかえて撫でさすり、哀み給うぞ有難き、南無延命地蔵大菩薩。

如意輪觀音



西野の共同墓地内に、宝暦十二壬午天（一七六二）十月吉良辰という紀年銘のある、如意輪觀音が建てられている。舟形光背浮彫のもので、頂部に弥陀の種子が彫られている。これは、冠に弥陀の座像を付すかわりなのであろう。如意輪瑜伽念誦法に曰く尊容は、「六臂にして身金色、乃至頂髻は宝を以て莊嚴し、冠に自在王（弥陀）を座せしめ、説法相に住す。第一手は思惟なり、有情を愍念するが故なり、第二は如意宝を持ち、能く一切の願を満す。第三は念誦を持つ、傍生の苦を度せんがためなり。左に光明山を按じ無傾動を成就す。第二の蓮花を持つ手は能く諸々の非法を浄む、第二の輪を挈る手は能く無上の法を転す。六臂廣博の体、能く六道に遊び大悲の方便を以て諸々の苦を断ず」としていいる「儀軌」どおりの如意輪觀音である。この菩薩は、墓石にも多く彫られているが、江戸中期以降、民間信仰に取り入れられ、二十二夜さまの本尊として月待の本尊となり、女人の盛んな信仰を受けた。これがために、仏地路傍の至るところで見受けられることができる。掲出した写真も二十二夜待供養となつてゐる。これとほとんど同形のものが、江波の宝蔵院に建立（二年後）されている。

墓石ではあるが、日向の福生寺墓地内にある如意輪觀音は、すばらしい出来ばえであるが、いつの日にか倒れたのであろう。光背と一臂が欠けてしまつたのが惜しまれる。

石造 閻魔王の像



俵瀬の成就院墓地内に、**閻魔王**^(えんまおう)としては珍らしい、石造のものが
ある。像高六一センチ、座幅五七センチ、かつと眼をむいて座っている。そして、左掌を前方に向けて開いているが、右掌は欠け落ち
ているので、どのようになつていただかはわからない。像の前には閻
魔帳、墨・硯などが置かれ、なかなか手のこんだ彫りである。

紀年銘は、安永七丁酉四月仏生日（一七七七）と、ある。

願主は即晉空岸、施主は惣邑中とあり、更に、葛和田住、信州石
工八郎左衛門と、石工の名前が彫られている。

閻魔王は、インドの神話では、光明・正法の神とされていたが、
のち、人類最初の死者であるというところから、死の神として、冥
界を支配する王とされていた。これが仏教に取り入れられて、地獄
の主となり、十八の将官と、八万の獄卒を従えて、地獄におちる人間の、生前の善惡を審判・懲罰をするといわれる。
経典によつて、閻魔王は、地藏菩薩の化身といわれ、自ら地獄に落した亡者を救いあげようとする、裁判官の情の
一面を現わしているものという。密教では、外金剛部二十天の一とし、免罪・安産の祈禱のとき、その本尊とする。
そして、これを祈願する法を「閻魔天供法」といつている。いずれにしても、十王堂・閻魔堂などもかなりあり、ま
た「閻魔の序」の絵図があつて、生前の心得・戒めなどを説いた行事も行なわれていた。

蔵王権現と役行者像



台中島に「曾登神社」という小さな祠がある。明治四十一年十月六日、一旦白山神社に合祀したが、古くより、
「蔵王権現」^(さうおうごんげん)を祀つて崇敬していた里人の信仰心抑え難く、蔵王殿地内（大字台一二五〇番地）に小祠を建て、再び
ここにお祀りしたもので、氏子二十四、管理者は当番制で、時の氏子総代があたつてゐる。

この蔵王権現像は、**雲焰**^(うんえん)を付した円形の光背を付し、青黒忿怒の相をし、右手に三鉢をもつて振りあげ、左手はに
ぎざつて腹にあて、躍り上つてゐるよう、右足をあげ、片足で盤石上に立つてゐる。像高四〇センチの木造である。

妻沼町文化財調査研究会の調査で、足利時代初期の作と推定され、民間信仰の動向を知る上にも貴重なものである
として、教育委員会に上申、教育委員会では

昭和三十四年四月十七日、町の文化財に指定
した。彩色は褪せ、にかわ付けの部分が若干
はがれているので、近年中に修理を施す必要
がありそつだが、雄揮な彫りで現在までほと
んど修理を加えた跡は見受けられない。

蔵王権現は、役小角が大峰山上で修業する
際、その祈請に応じて、まず釈尊が出現し、
千手觀音・弥勒大慈尊が、次々出現したが、
それに満足しないで、降魔忿怒尊の出現を要



求したところ、役小角がこれなるかなと思う、金剛藏王がその青黒忿怒の姿で盤石中から湧出したという伝説のもとにつくられたので、経軌のない仏像といわれている。

さて、役行者（上掲の写真は、錦町の前原儀久氏所蔵の役行者木像。室町時代の作という。）は、小角といい、生歿年は不明であるが、奈良時代、大和の葛城山に籠つて、草衣を着し、松葉や草などを食して苦行四十年、ついに神通力を得て、吉野金峰山、大峰など山々を開いた、呪術者といわれている。当時は、伝来の仏教文化がさんぜんと開花し、今日世界に誇る文化遺産として、堂塔伽藍や仏像を伝えているが、もともと政治的意図のもとに輸入された仏教は、すんなりとは民衆の生活の中にはとけこまなかつた。そればかりか、大きな寺院や仏像が造られるあたっては、人民は辛苦をしいられるばかりで報いはなかつた。そうした人々は、昔のならわしどおり山の神をおがみ、道ばたの神に礼をして金もかからず、従来の山岳信仰をそのまま改めなくともよいという、役行者の信仰が民衆を引きつけたのは当然のなり行きである。しかし国家を統一する上で、このような民間宗教が勢力をもつようになるのは、支配者にとって都合が悪い。あやしげな巫術あやゆによって民をまどわす者であると、小角は伊豆に流されてしまった。だが、後世には役行者と呼ばれ、大峰信仰とともに人気を集め、その像は、むしろ蔵王権現像より多く残されているという。

江原堤論所遺跡



一一月
廿

堤論所

天正十八年（一五九〇）徳川家康が、関東八ヶ国の大守として、江戸城に入つてから、逐次灌漑用悪水路設置と、土地開発に力を尽して來た。同時に、利根・荒川の治水事業も積極的に取組んだ。しかし当時は機械もなく土木技術も幼稚であつたために、増水する河川の水を、堤によつて防ぎきると、いうことは至難であった。これがために、地形を勘案して水除堤を築き、上流から、一定区域を遊水地化することによつて急激な増水をある程度緩和して、大きな水害を防ぐという方策がとられた。これがために上郷地帯と、下郷地帯とでは利害が相反し、時おり堤論争が繰り返えされて來たのである。

現在、深谷市下江原の西から、石塚と上江原の境に結びつく地点（あのの頁に掲出する図面写真参照）に江原堤があつて、その論争を物語る「定杭一番」と正面に彫られ、右側面に「文久二成年十一月」と彫られた石の定杭が残されているし、「堤論所」という文書が、太田市高林の、堀江病院長、堀江祐司氏の、「石塚村一件」「御裁件同書御附札控」帳というのが男沼の高柳房治氏の手許に残されている。これは、文書の写真を添付、活字体で書いて「妻沼

町誌資料集」として作成したので、この論争の経緯をくわしく知ることができるが、ここでは、あらましのことを記すこととどめる。文書によれば、寛政年間において出入があり、ようやくこの論争の解決を見て間もない。天保十一年（一八四〇）に、前小屋地内にあった利根川の川除堤が四百間ほどきれ、この水をまともにかぶることになった下郷四ヶ村は、延長百間余の江原堤の上に土俵を積上げ、溢水を防いだ。ところが、上郷地帯ではこれがために水はけが悪く、数日たつても水がひけないので、作物が腐ってしまうという被害を受けることになってしまった。

上郷地帯では、当時の掛りであった勘定奉行の、深谷遠江守に出訴して善処を願った。遠江守は、この訴訟を吟味中に役替となり、跡部能登守（N・E・Tテレビの「世なおし奉行」として、昭和四十七年四月に登場）が引継いだ能登守は、一件を吟味し、天保十三年九月、裁定をくだし、同二十八日、小嶋源右衛門・村田誠右衛門を現地に派遣して、両者立合のもとに定杭を打った。しかし、無知な百姓には、この定杭では、土盛高がはつきりわからないとして伺書を提出したので、翌十四年十一月、松野茂郎兵衛・山口内蔵次郎が出役、前に打った定杭を打直し、杭毎に墨を引き、堤高を定め、一応これで一件は落着したのであつたが、安政二年（一八五五）四月二十日、太田村・長山雄之助知行所名主忠八は「善ヶ島堤と、論所堤の築立について、奉行所に出訴しておいたところ、地頭用人の田中國八殿に呼び出され、早々築立るようとの下知があつたので、当方では、二三日の内に堤を築立てるから、故障の筋があれば、其の筋へ、お願ひするように」と、石塚村役人方へ断りに来たので、驚きはしたが、二度にわたって定杭を打ち、堤高を取極めてある以上、一方的に築立てるということはあるまいと、楽観していた。ところが、忠八、舛平衛、茂八、平三郎、更には太田村宮本院の修驗、見順（口碑によれば、この者、本名を石坂周三といい、隠棲中たまたま村人の難儀を見て、力を貸したものという。のち、新政府の役人となつて、明治元年八月二十四日、妻沼村下宿の処刑場に、見分役人として、陳羽織堅鳥帽子を着し、騎馬で乗りつけたのは、その人である。なお、この日処刑になつた者は、打首五人、片びん片眉毛をそりおとされ、公札場前の竹矢来の中で三日間曝された者三人という）など

が先頭になり、小前の者大勢を引き連れて、置土を始めた。見順は、諸役家向に自由に入出しができるものであると、権威を誇り、長脇差しを携帶しており、作業を邪魔だとする者は、用捨なく打果す。と、威嚇するので村方役人では、手のつけようがなかつたので、安政二年六月、石塚村組頭孫右衛門が惣代となり、長山雄之助知行所太田村名主忠八、組頭卯兵衛、同清七、同久次郎、同左市、松崎幸三郎知行所、同村名主茂八、組頭平三郎、同心次郎、同要七、三枝熊太郎知行所、同村組頭嘉蔵、同幸五郎、同甚五兵衛、同榮吉、同金藏、同弥市、百姓六蔵、松平下総守領分、間々田村名主健次郎、組頭惣助、同心五郎、数原通玄知行所、同村名主重右衛門、大久保雄之助知行所男沼村名主太兵衛、組頭金藏、同伝藏、依田平左衛門知行所、同村名主英太郎、組頭九右衛門、同藤次郎、朝比奈次左衛門知行所、下江原村名主幸右衛門、組頭常右衛門、石川左内知行所、同村名主新兵衛等を相手どり、訴訟を起し今回築立た堤を早急に取払い、以来、定杭高を堅く守つて、再びこのようなことが起らないよう、御吟味の上、相手方に申付けてもらいたい、でないと、上郷村々では、出水のたびごとに数日間悪水が湛り、作物が腐つてしまふので難渋し、このままだと、百姓を続けてやつて行けなくなるというものである。かくして同年八月二一日、評定所において対決のため、罷り出るべしとの差し紙があつて、お互に、あの手、この手の掛け引がなされ、最終的に裁許がおりたのは、文久二年（一八六二）十一月四日のことである。この結果、罪科にとわれたものは、訴訟方組頭孫右衛門は、相手方地頭の名前を間違つて訴状に認めたかどで、御叱り、重追放になつたもの、長山鏗太郎家来田中国八、同名主忠八、役儀取放の上手鎖のもの、三枝熊太郎名主代金蔵、松崎礼次郎名主徳次郎、石川左内名主新兵衛、遠島は同所百姓代仁右衛門、押込めになつたもの、戸田越前守家来根峯伊兵衛、三枝熊太郎家来沓掛直右衛門、役儀取放しなつたもの九名、過料錢十メ文のもの五名、過料錢五メ文のもの七名（いずれも相手方村役人）相手方五ヶ村、太田村万吉外百五十二人え、合計過料錢五十メ文と、それぞれ罪科を仰付けられ、一件は落着した。しかしこの種の論争は、利根の水流をひかえたこの地方では、数限りなく繰り返されてきたのである。

雉子尾堤出入遺跡

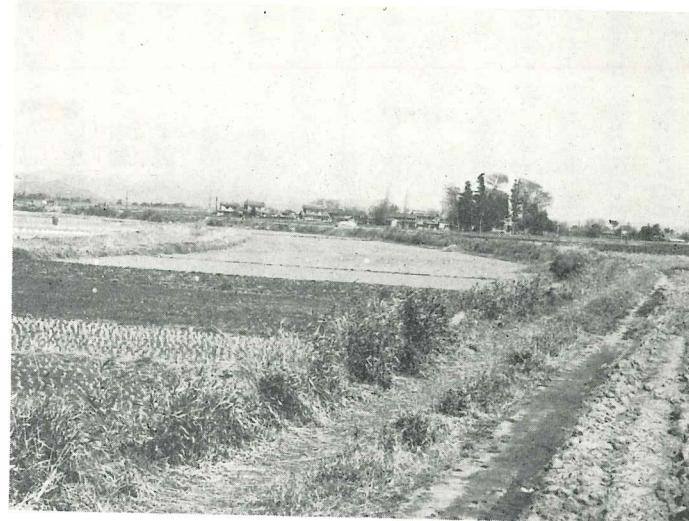
弥藤吾・台・男沼境の交る地点に立つて、台の白山神社に向つて見る（上部写真）と、道路を境に、かなりの落差が見られる。

これは、利根川の流れが移行して、長年の間に台地を形成し、これが自然堤防となつて、古代人の住む台地となつたのである。

現在、地名として、台というのが残つているのは、利根川の分流芝川と、本流との積土によつて、大形の台地を形成していたことによるものである。そして古代人は、水が潤沢であり、水害をうけないようなところに住みついた。この台地上に、魔多利神社古墳（仮称）が残り、土師器の類の出土をみてもこれがうなづける。

さて、前書が長くなつたが、落差の境となつてゐる道路が、かつての雉子尾堤で、ここもまた、堤出入のあつた場所である。

江原堤の場合には、相手方となつた男沼村などが訴訟方になつてゐるのは、上郷と下郷とでは利害が反するので、やむを得ないことを知らない。この出入を善ヶ島村の地頭の一人、植村家の名主羽鳥又左衛門が記録した文書があるので、そのままの解説文を紹介することにした。



雉子尾堤出入一件

一、雉子尾堤の儀、天明三卯年砂降以来、利根川通り、年々出水多く、村々難儀に付、寛政五年己三月中、弥藤五村地内、堤形これなき場所、少々も築立て、水防ぎ仕りたき由、妻沼・善ヶ島よりも助人足出しぐれ候様、右村役人中より相頼み候に付、両村よりも人足差出し、高さ二尺ばかりに堤築立候所、男沼・出来島両村より、差障間々田江原・太田・飯塚村を申し勧め、加判印形相頼み、六ヶ村一同にて、弥藤五村役人を相手取り、間々田村次左衛門男沼村茂八、訴訟に罷出候所、隠蜜方御見分もこれあり候や、御奉行所様より、御代官様、諸地頭様方え立会、見分仰付られ候に付、同五月三日に、弥藤五村並びに六ヶ村御給々より、御用人中相越され、立会御見分これあり候其上簗笠之助様元メ御手代森戸十郎殿、御内旨を以て、高島村名主新左衛門殿、葛和田村名主三右衛門殿、内済に取扱致候得ども、双方不得心にて、内済に及ばず、同十一日に、御給々御用人中帰府致され候。其後、簗様御役所え、双方召出され、御利解仰せ聞かされ候得ども、熟談におよばず、御奉行所え御指出しに相成り、同月下旬に弥藤五村は帰村致し候。

一、右出入一件御尊判に相成り、六月十二日、弥藤五村へ御尊判相渡り、七月廿五日の御差日にて、則ち七月廿日に双方より出府仕り、八月、御評定所に於て御吟味これあり候所、弥藤五村より、元禄年中の名寄帳差出し、古来の証拠相立候故、男沼村えも御糺これあり候得ども、慥なる証拠これなく、男沼村不首尾に御座候処、隣村の儀に付内済に致候様、御評定所に於て、仰渡され候。折節妻沼三郎治、御鷹方野迫り役相勤候に付、御用向にて出府の節取扱罷出、双方得心熟談内済の趣意、前々より有形の處、此度平均高二尺五六寸程新土を以て築立候分、六分五厘通り、取扱人三郎治方にて、人足買場にて削取り、三分五厘は残し置、以來定杭相立候筈、尤も堤破損におよび候節は、何時なりとも定杭通りに修覆いたし候筈、杭木の儀は、双方の入用の積り相窓い、杭木は弥藤五村より差し

出し候筈、尤も堤上土削り候節も、三郎治一人にて取計い、双方共に立会申す間敷候筈にて、御評定所え熟談内済口証文印書差出し、十月中旬に双方帰村いたし申し候。

一、右堤一件内済仕り候処、兎角男沼の方六ヶ敷く、寛政五巳之秋出水の節、右堤数ヶ所切破候に付、翌年四月中、右切所外に五十間余築立候に付、なおまた男沼より出訴いたし、弥藤五村え御尊判相付、九月中御召出しに相成り御吟味これあり候得共、かつて弥藤五村越度おちどにも相成らず、御評定所に於て内済仕り候様、仰付られ候得ども、内済におよばず、御見分これあり候筈にて帰村仰付られ候。双方共に霜月下旬、罷り帰り申し候。

一、卯三月、再応御糺のため、御手代衆御両人御出なされ、八木田村に御止宿、御見分の上、双方え熟談仕り候よう仰付られ候得共、男沼村かつて承知これなきに付、なおまた男沼村外五ヶ村共に御呼出しにて、五月廿五日、御評定所に於て御裁許相済候て、六月上旬、双方帰村、則ち、御請印形一札の表左の通り。

差上申一札之事

私共出入御吟味の所、地所の儀御決難きに付、地改のため、簗笠之助様、布施孫三郎様、両御手代中差遣わされ、御糺明遂げられ候所、論所堤の儀は、弥藤五村、元禄年中の反別帳並びに、村差出帳、明細帳にも、字雉子尾堤と認めこれあり、從来の堤に候上は新規土手の由申し口迄に付、御取用難く、先ず、出入中内済致し、済口証文差上候所右は惣代両人のもの心得違ひの由申立候得共、右惣代差出置、右代のもの心得違ひの段は、自余の例にも相成り立難き間、出訴の趣、御沙汰に及ばれず候段、仰渡され候。

一、相手の者も先出入の節、内済致し候逆、訴訟方え無沙汰に、右堤削り下げ、其上論外飯塚村境の堤築立候段不將に付、急度御叱り置かれ候。

一、飯塚村境え築立候堤、三十間余は、分間一番杭より、同四番杭まで、腹付の分二尺通り取払い、上置分は、論所

提高さに見、平均に削り取り、定杭打直し、破損の節は取締申すべき旨、仰せ渡され候。

一、訴訟方のもの共並びに三郎治儀、不将の筋もこれなき間、一同御構なき旨、仰せ渡され候。

右、仰せ渡され候趣、一同承知、かじこみ畏奉り候。若し、相背き候はば、重科仰付べく、よつて御請証文差上申処件の如し

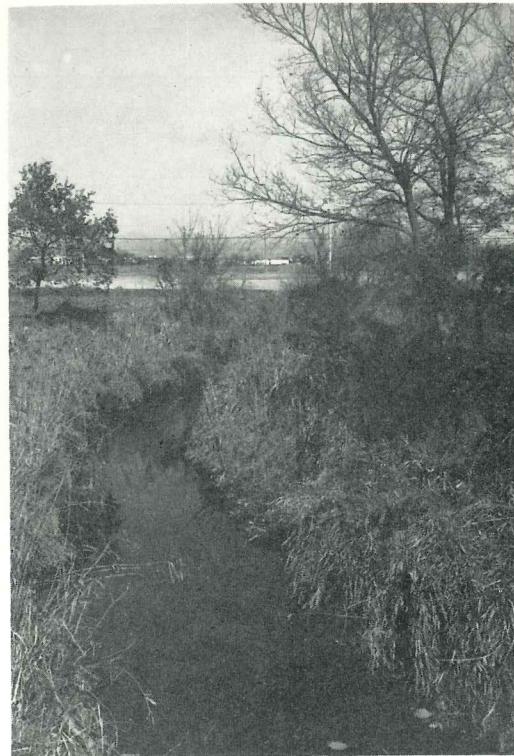
寛政七年卯五月廿五日（以下略）

地方文書としては、比較的理解しやすい文体で、くどさがないので、そのままの解読文を紹介したのであるが、以下は関係者を書式通り、知行主、所書、役職名、名前を列記、評定書へ提出した、裁許の請書である。

なお、男沼の浅見徳治家所蔵文書（明治廿八年二月、浅見良作の写）によれば、定杭、土盛等の取極めに従つて、文化六年（一八〇九）正月、雉子尾堤定杭改めが行なわれ、これに立合つた者の連印によつて、取り交し文書が作成されているが、これを残らず収録しても、読み物としては興味が薄いので、割愛するが、くわしく研究したいと思われる方は「妻沼町誌資料集、雉子尾堤出入文書」というのが、妻沼町教育委員会に作成してあるのでご覧戴きたい。妻沼地方は、利根川の水を利用して生きる反面、利根川の水には時おり苦しめられるという、宿命を背負つていた地域だけに、二つの堤論争を紹介したほか、上中条堤・四方寺村堤の論争もあった。天明二年（一七八二）岡部秀五郎知行所、西城村名主六兵衛が、関係十ヶ村惣代として訴訟を起し、奉行桑原伊預守の吟味の上落着した「四方寺堤障願」の文書は、写真を付し、その下に活字体文字で書いた「吉田家文書」という、資料集が作成してある。

上中条堤論争は、享和三年（一八〇三）日向村外十三ヶ村、名主、組頭、百姓代連名で普請掛役人え故障願を出したもので、その願書中に「先年新規御築立遊ばされ候以後、満水の度毎に水湛り、田畑水腐の儀は申すに及ばず、人馬水死多く、難儀至極に存じ奉り候」と、その惨状を訴え「四方寺村、上中条村堤、上置・腹付御免なし下され候はば、百姓相助り挙げて有難く仕合せに存じ奉候」と述べている。この結果、和解が成立、証文を取り替して一件は落着した。なおこの取り替し証文は、明治四十四年四月五日の、修築に関する覚書にも生きていたのである。

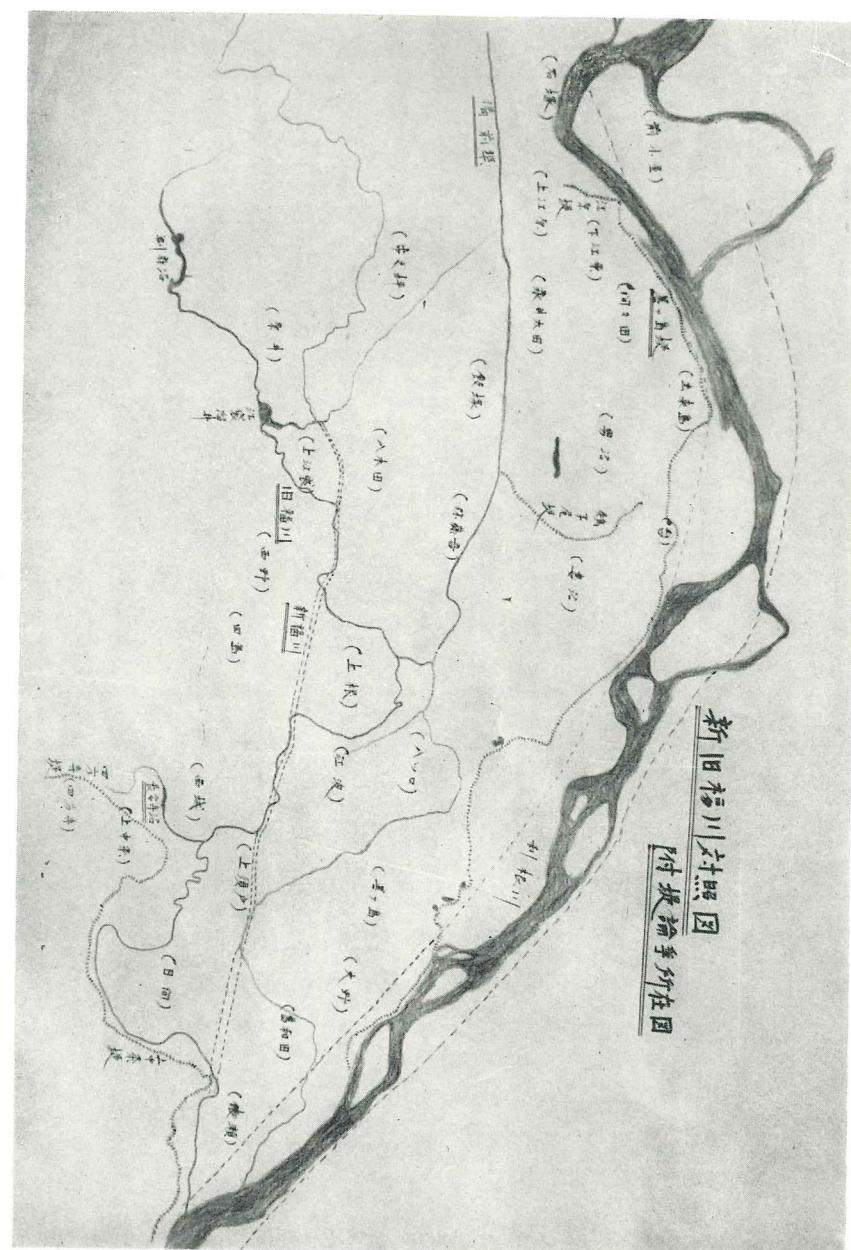
福川



榛沢郡普済寺村（現大里郡岡部町）付近から湧き出す水が細流となって丈方川となり、岡部六弥太の墓付近を東流。西別府村（現熊谷市）の沼地よりの湧き水（荒川伏流水）とが江袋溜井に流れ込み、この水を灌漑用水として利用した余りの水・利用時以外の水を落とした流れが福川である。

前掲略図のよう、江袋溜井から流出した水は、上江袋地内を流れ西野に入り、弥藤吾と境して北に向きをかえ、上根を半円形につむようにして、弥藤吾、江波と境し、それから東進したところで西城と境し、上須戸西城の間をくねくねと流れ、日向、俵瀬にいたり、酒巻との間から利根川に流れこむ。この間三里余（十二キロ余）であったが、昭和の初期、福川の改修工事が行なわれ、流路をやや直線としたので、延長は三分の一に短縮された。

現在、旧福川流路の遺構を、もつともよくとどめているのは、上根をとりまく部分で、觀清寺の東と、長井小学校の北に、備前渠の悪水落しの堰があるほか、弥藤吾、上根の悪水路として利用されている（上掲の写真は上根の堰下



地域の旧福川）そのほか、上須戸前、中条道と日向道と交る地点から東進して、日向の聖天様の前の部分（上の写真）が比較的はつきりと、その遺構をとどめている。

話が横道にそれるが、この聖天様の裏に、おとなが三人でも抱えきれないような大きな杉（左の写真、抱えているのは秦公民館長増田一郎氏）があり、妻沼地内に現存する樹木では、太さにおいて、五本以内に数えられる大木である。



この福川は、妻沼地方南部水田地帯には、必要欠くべからざる河川ではあるが、昔は、低い所、低い所へと水が流れて自然に出来た川だけに、すでに述べたように曲りくねっていたので、時には障害のおきることもあった。

現在、上根の長島光氏が所蔵している文書の中に、宝暦十二年（一七六二）奉行所へ提出した「福川通川浚井両縁川幅切広願書」というのがある。現代人にとっては、地方文書など読む機会もなく、現物を見たところで、くずし字のために何が書いてあるのかわからない。という者のはうが多い。しかし、これらの文書は、昔日の、庶民の生活の実態を知るために、きわめて重要な資料である。一般的には魅力に乏しいかも知れないが、かつての福川の実態、それにともなう、縁線農民の生活のありようを知る手懸りになると思われる所以解説文にして紹介する事にした。

恐れ乍ら書付を以て願上奉り候

一、武州幡羅郡福川通川浚井両縁川幅切広御願村々（以下、石高、村名、内訳石高、知行名と横書になつてゐるのであるが、紙面を節約して、続け書きにする）高千四百石拾五石九升六合 弥藤吾村。内、高拾四石三斗三升八合石勺

泉本儀左衛門御代官所。高六百石 佐野半左衛門知行所。高武百三拾三石五斗、中根六兵衛知行所。

高武百式拾八石五斗三升二合九勺、遠山弥太郎知行所。高百九拾八石七斗三升五合 蜂屋弥太郎知行所。

高百五拾石 岡野孫九郎知行所。高五百四拾三石六斗七升七合 江袋村 細井金兵衛知行所。

高六百拾石八斗四升七合 上根村 細井金兵衛知行所。高九百八石四斗武升三合 西城村。内、高五百石四斗

岡部小右衛門知行所。高四百八石武升三合 岡部伊織知行所。高六百六拾七石武斗武升 上須戸村

内、高百六拾七石五斗七升五合 泉本儀左衛門御代官所。高百四拾五石四斗七升九合 細井金兵衛知行所。

高三百五拾石 岡野孫九郎知行所。高壹石四斗壹升壹合 岡野伊織知行所。

高合四千百五拾五石武斗六升三合（この内訳、御料・私領別、更に知行所別石高が列記してあるが省略する）

右は、御料・御私領村々・御願い申上げ候儀は、近年打続ぎ福川通り、田畠水腐仕り、惣百姓難義至極仕り候。

之に依つて御願申上げ候は、右福川の義、段々押埋り、水吐惡敷籠り成り、平水の上少々の雨にも水差支え申し候。

此の儀、戌年満水以来、度々出水にて居こみ、相滯り、葭、柳、生い繁り、自然と川幅狭く相成り、水吐惡く申し候

右福川の儀は、上郷榛沢郡深谷領、坂本より小山川上下、から沢川、烏川、神奈川、荒川、其の外三四十ヶ村悪水差

添ひ、原ノ郷東方廊の恵り川、江袋溜井え落込み、並びに仁手一万石余の用悪水落合、右村々内相流れ、其の上西

城村の前に入胎川、並びに長安寺溜井戸沼悪水落合、俵瀬村、酒巻村境利根川え落込み申候。右大悪水に御座候處

別て北河原堰下押埋り候に付、平水の上少々の雨にも水湛り、書面の村々、田畠悉く水腐仕り、難儀至極仕り候事

一、右御願い申上げ候福川の儀、江袋村悪水落洗堰落口、川幅七間に御座候處、右堰下酒巻村利根川落口迄、長さ七

千五百間余の所、両縁、葭、柳、生ひ立ち、川幅瀬二三間程度宛に狭り候場所数ヶ所之有、尤も末村程埋りも強く、

隈地同前の場所数多く御座候。大溝水の節は是非に及ばず候得共、平水の上、聊の雨にも数日水湛り、年々田畠悉

く水腐仕り、大小百姓難儀仕り候。尤も年々葭・柳等、切払い候得共、川浚、切広げ等つかまつらず候ては、中々

悪水落兼申候。且又右村々の儀、利根川通り川除の堰御普請、並びに仁手一万石余の御用水総掛りの御普請仕り、

江袋村溜井御用水、善ヶ島村悪水落堀浚、其外御用水数ヶ所の普請相勤申候に付、年々自普請のケ所相残り候程の

然れ共、只今迄の通り据置候ては年々水腐相遁れ難く、困窮の上弥困窮仕り、連々御年貢上納も勤難き様に相成り

逼博仕るべきと、歎ケ敷存じ奉り、是非なく御救御普請願上奉り候。格別の御慈悲を以て、御普請成し下され、下

大小の百姓、相続仕り候様、偏に御慈悲願上奉り候御事。

一、右福川通りの内、上根村、弥藤吾村境、觀清寺用水閥栓、並びに洗堰一ヶ所、北河原、日向村境、用水閥栓、並びに洗堰一ヶ所、右二ヶ所の閥栓の儀、出水の節荒はいし御座なく、其上北河原堰大あら井芝間に罠成り、旁悪水

落兼申候。此度何卒先年の通り、外に洗堰一ヶ所備付なされ、下置かれ、右両所閥栓の義も、満水の節自由に掛弛し相成り候様に、成し下され候はば羽生領御用水の節、悪水吐宜敷籠成り、出水の節川通村々水腐相遁れ、惣百姓相助り、有雄く存じ奉り候。且又上根村、弥藤吾村境、右福川に、長さ十間余の土橋御座候。是は、金山御松茸御用並びに、新田領え熊谷宿より往還の道筋に御座候處、右の福川に水湛り申候に付、少しの雨にも水押開き、度々道橋相破れ、往来差溜り、御用の節差支候場所に御座候。御慈悲を以て、右願の通り、御普請成し下され候はば彼是水難相遁れ、惣百姓有難く存じ奉るべく候御事。

右願上奉候通り、福川通り悉く押埋り、川幅も殊の外相狭り、右川筋村々年々田畠水腐仕り困窮に及び、是迄の通りにては、連々御年貢等上納勤難き様に相成り、自然と逼博仕るべくと歎ケ敷存じ奉り、御救御普請願上奉り候間、御慈悲を以て御見分仰付なされ、下し置かれ、御吟味の上何分にも御普請成し下しなされ候様、偏に願上奉り候。

然る上は、福川附村々、水難相遁れ、大小の百姓永く相続仕り、御慈悲と有難く存じ奉り候以上、

宝曆十二年午十二月（以下、村名、知行所、役、名等列記してあるが略す。提出先は、「御奉行所様」とある）

なおこれとは別に、天保十四年八月、細井隼人知行所、武州幡羅郡上根村名主長五郎、与頭太左衛門連名で、福川通り掛り役人に提出した文書がある。猫に食い破られたとかで、不明の個所があり、後半は下半分が損じられているが、概要は知れる。この文書は、天保八年（一八三七）永倉勘左衛門・有坂理十郎が、係役人として出役、福川通り先五間の杭木十本、中島川上より十八間の杭木十二本、自普請所十六間の内杭木三本、堰下拾間の十九本、計四十四本がなくなっていたので、所々尋ねたが見当らなかった。ところがたまたま、觀清寺から、それらしい物を持ち出す者があつたので、声をかけたところ、二十五六人が逃げ去るうとしたので、道善橋を通つて行つたところが、その者達の姿は見当らなくなつたので、院主にことわって觀清寺境内を探したところ、十九本の杭木が発見された。そこ

で、弥藤吾村六給役人え掛け合つたが、言を左右にして埒があかなかつたので、「恐れ乍ら」と、係役人へ、「何卒御威光を以て、八十五村者共御召出し、逸々御吟之上、右三ヶ所盜取候杭木相返し、元の場に丈夫に相仕立、御田地欠崩等出来仕らず、向後不法、乱坊狼藉に及ばず候様成され、下置れたく、偏に願上奉り候」と、出訴したのである。弥藤吾方村役人は「先月廿二日藻刈の節、右場所竹畠取り払い、杭木の内四拾四本抜取り、乱坊の業におよび、右杭木、觀清寺地内に隠し置候を見咎められ、御掛り御普請役高岩和十郎様へ御願立に相成り、私共村方役人一同、並びに人足共迄、逸々御糺しになり、右乱坊の次第申立るべき趣、仰せ聞かされ候えば、右穫取候次第申上候、云々」とその非を認め、「差出申詫一札之事」として詫状を入れた。そして扱人の八木田村泉五郎、江袋村作左衛門、連名で、ことの結着を認め、「何卒格別の御慈悲を以て、其御筋御差出の程、御宥免成し下され云々」と、願書取り下げを願い出る一方、上根村役人からも同様、福川通り掛り役人中へ願書を提出したので、一件は落着した。

伝説・福川の由来

昔、武州江波郷に富翁という長者があった。乗馬が好きで野原を駆けたり、川を渡つたりしていた。この日もまた愛馬にむちうつて野を走り、さてはざんぶと川に乗り入れて渡つていた。すると一匹の亀が馬の尾についてはなれない。致し方なく家まで帰り、やつとのことでその亀をはなし、綱でゆわいて軒先の柱につないでおいた。

この家に「お福」という、氣立のよい女中がいた。柱にゆわきつけられた亀は、暑さのためにぐつたりとしていたので、これを見たお福は可愛相に思つて水をかけてやつた。水をかけられた亀は元気になり、いつの間にか綱を切つて逃げ去つていた。ある日お福が、家から程近い大きな川に、洗濯に行き、じゃぶじやぶと洗濯しているところへ亀が金をくわえて現われ、これをお福に渡した。洗濯に行く度に金を与えたので、裕福になつたお福は女中をやめて家に帰つた。この事が評判になつて、亀はその川の主だろう。福を授けた川だ、「福川だ」となつたといふ。

小林荒助の石像



田島の小林秀さんの屋敷内に小さな祠があり、その中に、木彫りの觀音像と、護摩札の版木、弘法大師の石像、石劍（場違ヶ谷戸の烟から荒助が堀り出したもの）荒助の石像が、びっしりと安置されている。

弘法大師像は、天保八酉初秋と紀年銘が彫られており、荒助の像には、天保九戌年、五十六才像とある。像高三一センチ、台石六センチ上の座像で、大きな盃と、徳利をもつてゐる。無名の人の、このような石像は珍らしいが、前の年、即ち天保八年、大師像を彫らせたところ、なかなか出来がよかつたので、己の姿も刻んでおきたいと思ったのであろうか、いずれにして

も珍らしく、また、庶民の像形だけに、絵で見ると違つた味わいがあり、昔日の風俗を知る好個のものである。

荒助は、天明三年、浅間山の大噴火のあつた年に生れたので、荒助と命名したわけでもあるまいが、当時は、何兵衛、何右衛門、何左衛門と命名するのが多い中にあって珍らしい部類の名前である。それはとも角、その荒助が、烟から堀り出した石劍を祠の中に収めておいたのであるから、何か、神秘的なものを感じたのであろう。いずれにして埋蔵文化財出土品保管者の第一号といえそうである。

荻野吟子生誕の地

妻沼町の一番東よりの大字俵瀬、そのまた東よりに、利根川の堤防を背にした、荻野吟子女史生誕の地があり、昭和四十七年三月五日除幕した「史蹟荻野吟子生誕之地」と彫られた、角柱御影石の記念碑が建てられている。

吟子女史の顕彰碑建立の先鞭をつけたのは、北海道の瀬棚町で、同町では、開道百年記年事業として、北海道医師会等の協賛を得て、胸像を付した顕彰碑を建立、昭和四十二年八月二十日、盛大に除幕式を行なった。当日、吟子女史出身地のゆえをもって、当時教育長であった武藤長二郎氏夫妻がご招待をうけて参列し、やがてはこれが地元にもということになつて、秦小学校敷地内に顕彰碑を建立（費用のほとんどは、吟子女子の近親者である常見育男氏が支出した）。昭和四十三年四月二十七日、女史の養女であった竹谷トミさん、親族の常見育男氏（常盤高女校長）荻野正司氏父子をはじめ多数、県・郡・町医師・歯科医師会、町内有志多数、瀬棚町から企画課長が参列して盛大に除幕式が行なわれた。その後、直木賞受賞作家の渡辺淳一氏が、小説「花埋み」を執筆、河出書房新社から刊行するや、忽ちにしてベストセラーとなり、これを民放で取りあげ、大空真弓の好演技と相まって好評を博してから、女史生誕の地が一躍世の脚光を浴びたのを機に、妻沼町教育委員会では、将来設置される利根サイクリングコースの休憩地としての教育的効果を併せ考えて、昭和四十六年十一月三日、屋敷跡を「史蹟」に指定、現所有者、斎藤善吉氏の好意により、屋敷跡（旧幡羅郡俵瀬村一番屋敷、現妻沼町大字俵瀬五八一番地の一、畠）のうち、五〇平方メートルを借り受けた小公園を造成、ここに頭書の記念碑を建立したものである。この、碑表の文字は、県文化財専門調査員の、山口平八氏が書き、碑陰の撰文は、妻沼町長増田一郎氏、そしてこれを企画課長の田中広太郎氏が書いた。なお、建碑は、妻沼の石工、原田美智夫氏が、小公園造成は、熊谷市の造園師大島忠郎、当町の定方信男の両氏が担当した。



荻野吟子生誕之地記念碑と医籍登録当時の女史（明治18年 35歳）

吟子女史小伝

嘉永四年（一八五）三月三日、武州幡羅郡俵瀬村名主、荻野綾三郎と、妻女嘉与の間に五女が生れ、ぎんと命名した。ぎんは、しつかり者の母嘉与（弁財村の大島家の出身）の愛情と、きびしいしつけのもとすくすくと成長して、十歳を迎えた万延元年（一八六〇）江戸の儒学者寺門静軒が、妻沼仲宿に両宜塾を開き、郷党子弟に経書詩文の学を講じ、近郊名家にもしばしば招かれ、講筵をはるに及んでぎんの才能は開花した。長兄の保坪などにまじって聽講していたぎんの方が覚えがよく、十五歳の頃には、大体經史百家の書に通じたといわれる。

慶応三年（一八六七）春、静軒は熊谷に移り、両宜塾は、秩父大宮郷（現秩父市）の松本萬年がついで師匠となつた。萬年は、漢方医もかねていたので、診療の場にあつたために、平屋建五坪の一棟を新築した（後この家は増築されて戸長役場等に使用されたり、仲町の集会所に利用されてきたが、昭和四十二年、仲町公民館新築にともない、とりこわされて今はない）。萬年は、長女萩江のよき話し相手にと目をかけ、指導にあたつたが、翌四年（この年九月明治と改元）ぎんは望まれて上川上村の名主、稻村家の長男貫一郎の許に嫁いだ。しかし、この縁は薄く、明治三年、病気、離婚という、最悪の運命にさいなまれる結果に終り、松本萬年の治療をうけながら、実家で療養生活を送っていたが、思わしくないので、萬年の紹介で順天堂病院に入院、治療に専念する身となつた。この時女医の必要性を痛感し、医師になることを決意したという。入院中に父の病死という不幸に見まわれたぎんも、翌四年にはともかく退院できる身となり、俵瀬の実家で静養するかたわら勉学にはげんだ。この頃萩江も時おり防問しては、社会の情勢を語り、女子といえども男に従属している地位をぬけださなければならないことなど話しあつて、意氣投合するところがあつて、義姉妹の関係を結んだ。かくするうちにも、医師になろうとする決意は不動のものとなつて、明治

六年、周囲の反対を押し切つて上京、皇漢医であり、国学者であった井上頼園の門下生として弟子入をした。ときにぎん二十三歳。「吟子」と署名するようになつたのはこの頃からである。（以下筆者も吟子と称す。）

明治八年、在郷当時の恩師松本萬年が、東京女子師範学校に招かれて上京し、そのかたわら止敬学舎という女子教育の場を設置した。そして長女の萩江が教授にあたることになつたので、吟子も第一期生として入学、明治十二年九月、抜群の成績で卒業した。その後更に下谷練辯町にあつた私立好寿院医学学校に進み、明治十五年十月、無事卒業、医学を身につけたが、当時の規則では、女性は開業医の試験を受けることができなかつた。吟子は東奔西走、受験の道を開くべく努力を続け、石黒子爵、高島嘉右衛門、井上頼園らの助言で、開業医試験が受けられるようになつたのは明治十七年のことである。そして同年九月前期試験、翌年三月後期試験、ともに優秀な成績で合格、晴れて開業医の資格を得て、日本における最初の女医が誕生したのである。時に吟子三十五歳。

明治十八年五月、本郷湯島三組町に、荻野医院の看板を掲げることが出来た吟子は、熱意をもつて医療に専念したので繁昌し、忽ちこの家では手狭となつて、その年のうち、下谷黒門町に移つた。翌十九年、本郷教会で海老名彈正から洗礼を受け、矢島楫子の主唱するキリスト教婦人矯風会に参加して風俗部長となり、男女平等、自由民権、恋愛の解放等の運動を進めていた。才気にとんだ吟子のこうした活動が、情熱家であつた若きクリスチヤン、志方之善の心をとらえ、遂に求愛という積極的な行動に出た。初期の目的を果し、順調な人生行路を歩みはじめた吟子の、ほつとした心に、これはまた、新鮮な刺激となつて、明治二十三年十一月、十五日、周囲の反対をおしきつて、この青年と結婚した。時に吟子四十歳、之善二十六歳。だが、情熱にかられて結婚した之善ではあつたが、生活費のほとんどが吟子の働きで、寄食にひとしい自己の現在に満足するには余りにも若く、男子として達成したい希望も大きかつた。之善は同志と謀つて、新天地開拓という理想にもえて北海道へ渡つてしまつた。結婚した翌年のことである。

明治二十五年、吟子は明治女学校舎監となつて、夫之善からの迎えを待つていたが、二年の歳月を過ぎても迎えの

便りに接することができなかつたので、明治女学校を辞し、北海道に渡り、インマヌエル（現在の今金町）に居住した。時、明治二十七年。この年五月、志方の実姉シメに女子が誕生したが、この時すでに父親の小泉与吉（志方の友人）は死亡していたので、トミと命名して志方の養女とした。

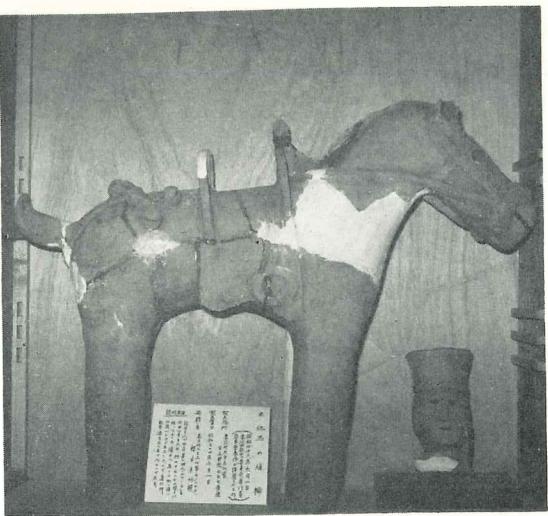
渡道当初、物心両面ともに苦難の連続であつた吟子の生活も、三十年には瀬棚で医院を開業することができ、医療に専念するかたわら、町の有志と謀つて淑徳婦人会を結成、婦人の地位向上のために活躍したり、日曜学校を経営するなど、多彩な活動を続け、生活にも、心にも幾分のゆとりができ、養女のトミもすくすくと成長していった。

だが、運命は吟子にきびしく、三十八年九月二十三日、夫之善の病死という悲運に見まわれてしまった。其の後、吟子は夫の噴墓の地を守つて三年、老境を自覺するようになつたので、姉友子のすすめで、四十一年、瀬棚町の住居をたたんで帰京し、江東新小梅町の借家に、婦人科、小兒科の看板をかかげた。

日本最初の女医という、輝やかしい金字塔をうちたてた吟子だけに、帰京を知つて各界から、いろいろの呼びかけがあつたが、最早自分の使命は終つたとして、すべての社交界からの呼びかけを辞限して、トミを相手にひつそりと暮らすうち、大正二年五月二十三日、脳充血で卒倒、同年六月二十三日、遂に不帰の客となつてしまつた。齢六十三同月二十五日、本郷教会において葬儀が執行され、東京在住の女医及び師範時代の学友等、二百人余が会葬した。

その墓は今、東京雑司ヶ谷の靈園にあり、たまたまNET系の「名作劇場・花埋み」に、実際の墓を登場させるにあたつて、その墓を防れたところ、あまりにもひどい荒れ方にビックリしたスタッフが、せめてもの供養にと、きれいに掃除して撮影をすませた。千野栄彦プロデューサーは「本来なら荒れた墓をとるべきでしきうが、あまりにもそれでは彼女に氣の毒な気がして……テレビを見て一般の人人がたずねてくれるようになれば幸いです」と語つた。またこの話を聞いた原作者の渡辺淳一氏と主演の大空真弓は「私たちが墓参第一号になりましょう」と仲良く墓参したといふ。（読売新聞・昭和四十六年六月四日）

馬形ハニワ

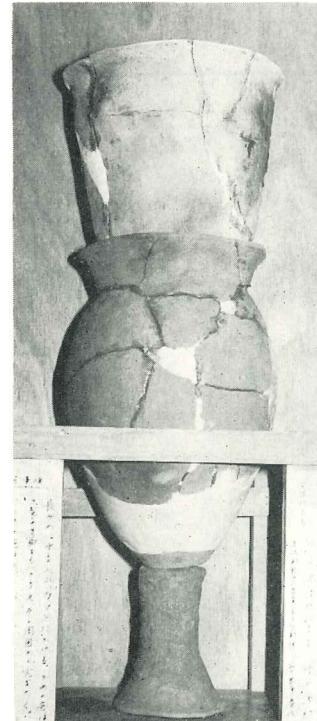


妻沼町中央公民館の玄関を入れると、正面の戸棚の中に、復元された馬形のハニワと、人物の首だけのハニワ（左の写真）と、杯、壺、甕、瓶、長甕、土製支脚等が飾られている。馬形のハニワは、昭和三十四年十月一日、上江袋字上耕地、七八一番地の二の畠六・四アールを水田にするために、桜井美好さんの依頼で、西野の塙田盛さん等が、約七〇センチの深さに堀つたところ、馬、人物、円筒などのハニワの破片が四十個ほど出土したので、桜井さんは早速町の教育委員会に届け出た。町の教育委員会では、所定の手続きをすませ、そのまま一括箱に入れたまま保管していた。以来十一年余、戸柵の隅で見る人もなく過ごして來たが、昭和四十六年四月、「妻沼町誌編さん委員会」が設置され、筆者が専門員に任命され、五月二十五日から町誌編さんとの仕事にとりかかることになつたので、これを記念して馬のハニワ復元に着手した。前足一本と、胸部、左側等接続できるものがないので、白膏でおぎない、六月一日完成したものである。高さ六五センチ、体長八四センチという、なかなか形がよい。人物ハニワは首だけの美しい顔立ちをしている。このほか同所で発見されたもので、朝顔形円筒ハニワと見られる破片があつたが、復元できるだけの数がないのが残念である。

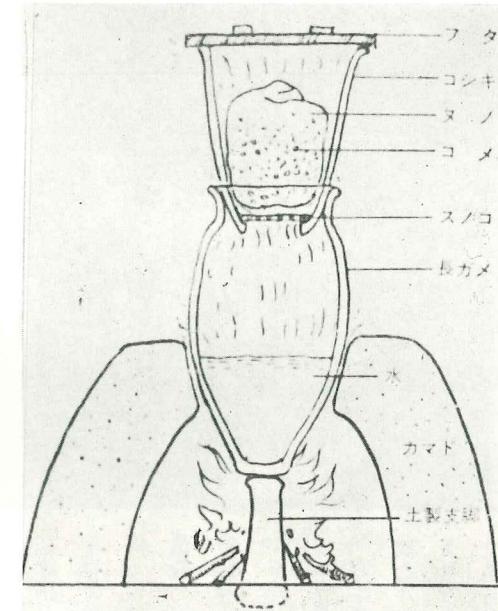


大我井台地の出土土器

妻沼町地方は、利根川の乱流によって堆積された土壌によつて形成された地域だけに、沼地や、低地のまま残されたところを削平して、平坦な耕地を造成するという作業が平安末期から、昭和の初期までといふ、長年月にわたつて繰り返されてきたので、古代の遺跡を求めるることは困難であるが、かなり古い時代から利根の沖積土で形成された。大我井の台地（上部写真）が自然堤防となり、古墳時代からの住居跡（集落地）であったことを裏付ける埋蔵文化財が出土している。しかし計画的な発掘によつて出土したものもある。従つて、ここに列挙するものは、昭和四十六年度中に調査をし「埋蔵文化財出土台帳」に集録したものだけであるが、現物を写真にとり、寸法も記入してある。其の一は、昭和三十二年頃出土したといふ、古墳時代前期の和泉式埴形土器（完形、高一七センチ、口径一一・五センチ、底三・三センチ）と、土製紡錘車（一部欠損、直



掘、復元したものである。



米を蒸す土器

前項の馬形ハニワと並んで飾られている瓶（高二八・四センチ、上口徑二四・五センチ、底口徑九センチ）長甕（高三五センチ、口径一〇センチ、底六・五センチ）土製支脚（高一四・五センチ、上部七センチ、下部一二センチ）の土器（上部左の写真）は、上図「多摩の五千年＝市民の歴史発掘（平凡社版）より復写）に説明してあるように、米を蒸す土器ひと揃いである。六世紀ごろから、炉からカマドへと移り変つた進歩の過程を示すもので、土器の編年に従えば、古墳時代後期、鬼高一式のものである。この土器は、昭和四十五年十一月、妻沼小学校校舎を取りこわした機会に、一部発掘調査をした際に出土した住居跡（約十八平方メートル）に、つぶれて埋蔵されていたものを、増田逸朗埼玉県遺跡調査員の指導で発掘、復元したものである。

径七・五センチ)のものを、妻沼一四九二番地の三、川田秀雄氏が所蔵している。

其の二は、昭和三十三年四月二十九日、妻沼小学校ブール建設中、鬼高一式の長甕(完形、高三〇・五センチ、口径一四・三センチ、底六・五センチ)と、高一一・五の土製支脚及び、縄文時代後期の注口土器片が出土している。ただし、他にこの時代のものが出土していないので、これだけで縄文遺跡と称するのは早計というべきである。

其の三は、昭和三十七年八月七日、妻沼小学校で、ゴミの焼却場を作るにあたっての作業中、壺形土器(高一五センチ、口径一〇センチ)同(高一四センチ、口径八・八センチ)、壺形土器(高八・五センチ、口径一一・六センチ、丸底)同(高九・六センチ、口径一一センチ、底五・五センチ)、壺形土器(高三一センチ、口径一五・六センチ、丸底)同(高二七センチ、口径一四・六センチ、底六・六センチ)、杯形土器三、その他土師器片多数(以上いずれも古墳時代後期、鬼高一式)。



其の三は、一部前頃で記したが、昭和四十五年十一月、妻沼小学校校舎取りこわしの跡の一部発掘調査により、前記の外壺(上の写真、高一九・六、口径一六・底四・五、完形)同(高一六・七、口径一二・底五・六、完形)同(高二一・五、口径一四・三、底六、復元)同(高二三・五、口径一五・五、底七・五復元)甕(高一四・五、口径一四・一、底五・六、復元)同(高一六、口径一八・五、底六・五、完形)杯六、その他破片多数(いずれも鬼高一式、単位センチ)出土し、これによつて集落地であつたことが知れる。

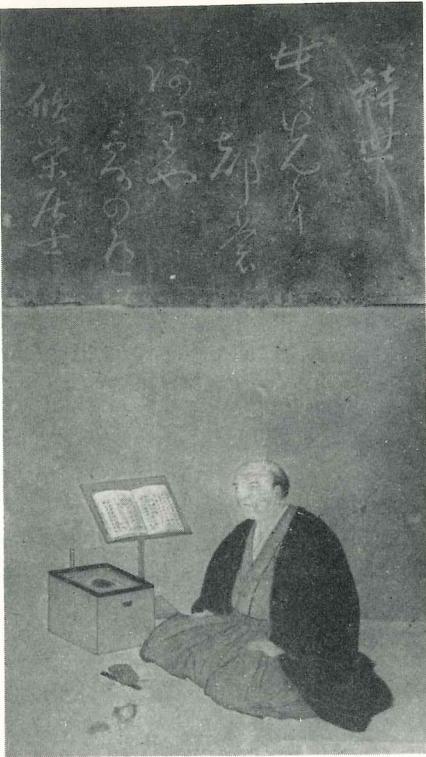
欣栄書見の図と辞世

寺子屋の師匠として、学制発布当初の教師として、近郷子弟の教育に尽した戸井田欣栄書見の図に、墓碑の裏面に彫られた辞世の句「此先に都もありや露の道 欣栄居士」を拓本にして添付した軸がある。

欣栄は、文政九年(一八二六)四月十九日、武州幡羅郡上須戸村(現妻沼町)六十二番屋敷、農、戸井田半兵衛の長男として生れた。幼少の頃から読書が好きで、日向の三学院静旭堂の島田密について書を学び、後、佐藤文庵について漢書の素読を学んだ。また、寺門静軒が妻沼に両宜塾を開き、諸家に詔かれて講筵を張る場合には、これに参加して経書を学んだり、江原の玄香庵市月について俳諧の道を学ぶ等、積極的に知識を身につけるための努力をした。

慶應元年(一八六五)欣栄は自宅前の隠居

屋を塾舎として、寺子屋を開き、和漢学、書道、俳句等を教え始めた。当初は附近の者だけであったが、次第に入門する者が増加してこの塾舎では収容することができなくなつたので、村内の西光院を借り受け、ここで講義をすることになった。



明治六年、上須戸、西城、江波、八ツ口の四ヶ村連合立の「須戸小学校」が創立され、西光院を校舎に充用することになったので、

寺子屋を閉ざしてこここの教員となり、学校教育の過渡期における教職にあつて、子弟の教育に従事した。

欣栄は書画を愛し、鑑定もよくした。また酒を好み、交際も広く、興ずれば唄いもした。学校教育も、寺子屋教育の延長的な教え方であったが、やがて、先生が掛け図をムチで指し、ひとりひとりの生徒がそれに答え、最後に全生徒が唱和するといった「一斉教授法」に變つていったので、わが使命はおわりとして職を退き、もっぱら風雅を友として晩年を過すうち、明治二十八年一月十九日病歿、教範覚道居士として西光院墓地に眠つてゐる。

ゆき女夫に茶を献ずるの図



永井太田の掛川ヨシさん宅に、僧形の男に、愛らしい女が、茶を献ずる図の軸がある。男は、掛川実三郎といい、号を芳水と称し、女は、その妻ゆきである。(ヨシさんの話)

実三郎は、阿波国板野郡大寺村(現徳島県)の香美栄治郎の次男として、文政二年(一八一九)一月二十八日に出生した。

年少にして出家し、高野山に入つて修業し、武州における本寺の太田村能護寺末という関係で、阿弥陀寺の住職となつた。時年三十歳という男盛りの美男住職として壇家のの人達からも好感をもたれていた。実三郎もまた、村人達の好意に報ゆるために勤めていた。ある年、流しの女遊芸人が来村したので、実三郎は慰安の少ない村人達のために、一夜、阿弥陀寺を開放して淨瑠璃を聞く会を開き、女

遊芸人のために一夜の宿をした。僧形とはいひながら、男盛りの美男子である実三郎と、諸国を渡り歩く女遊芸人との話ははずみ、いつしか身の上話から生國のことにはんだ。ところが、この遊芸人、実三郎の生家の近村のものであるということがわかつた。二人は、同郷というなつかしさもあって、一夜の宿から、一夜妻に早変り、そのまままるづると、二日、三日となり、十日、十一と日を重ね、遂に別れられないまでに結ばれてしまつた。

しかし、当時僧籍にあるものは、晴れて妻帯することを許されていなかつたので、思い余つた末に、兄事していた名主の掛川徳次郎にこのことを相談した。徳次郎は、目をかけていた実三郎のことであり、かかる情態が続いては、同村内にある本寺の、能護寺に対しても、申し開きがたなくなるので、理由を話して還俗させることにした。時、嘉永四年、三十三歳、奥州石巻に至りて実業に転じた。しかし、連れそれつた女房に死別した実三郎は、失意の身を第二の故郷としていた太田村に帰り、掛川徳次郎に託した。時、実三郎三十七歳。徳次郎は、あれこれと考えた末、阿弥陀寺の東隣りに、掛川鉄五郎の百十一番屋敷が遺跡となつていて、これを相続させることにした。

実三郎は、自ら求めて仏門を去り、寺の住職をやめはしたが、身につけた学問は失なつてはいない。身勝手から仏門に背いた罪ほろぼしに、郷党子弟教育のため、かつは生活の糧として寺子屋を開設した。更に、遊芸人と同居中おぼえた淨瑠璃を、村の若衆たちに教え始めた。慰安の少ない村では案外これがうけ、近村の子女、若衆は、首をぶり熱心に習つていた。なかでもゆきという娘は上達が早かつた。しかし、ゆきも年頃となつたので、親のきめた某所(子孫もあることとて名を秘す)へ、氣の進まないまま嫁がされてしまった。

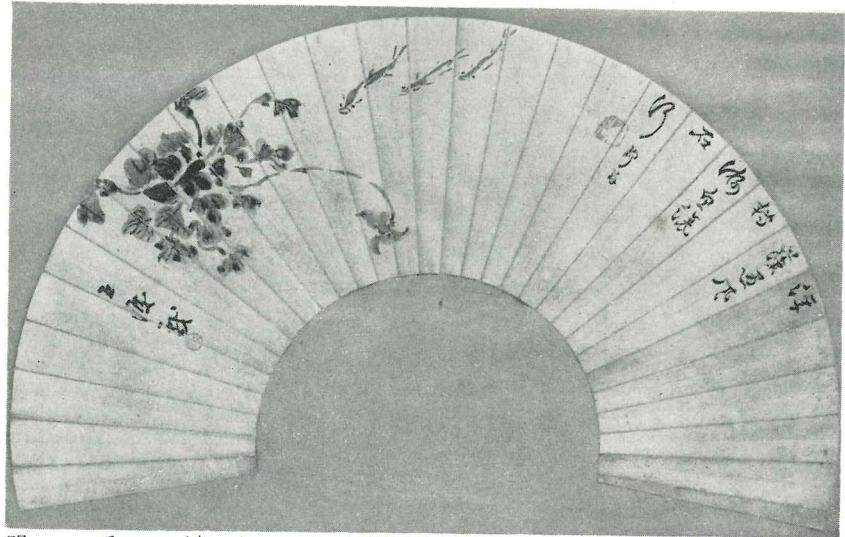
ゆきは、当時の学識者であり、美男子であった実三郎にあこがれをもち、恋心まで抱くようになつていて、嫁家先にもおちつけず、何回か実家へ逃げ帰り、そのつど両親に叱られては送り返えされた。そんなことを繰り返すうちに両親がなくなつたので、機会をみて嫁家先をとび出し、十五歳も年上の実三郎のもとにはしり、遂に夫婦になつてしまつた。そして元治元年六月二十九日、長女奈美も生れたが、ゆきは終生侍女の如く仕えたといふ。

静軒の詩・五渡の絵の扇面

「浮藻風を通して転ず、遊魚石に譲りて行く」という詩を寺門静軒が書き、その左に、魚三尾と、浮藻を代五渡（三代目）が書いた扇面が、大字妻沼一四六三番地、田島公三氏宅に所蔵されている。

静軒については、両宜塾と寺門静軒の項で述べたが、三代目五渡は、前述した五渡（穩居して五翁）の孫で、文化十二年（一八一五年）七月に生れた。父親理兵衛（二代目五渡）と、数え年十二で死別したので、親戚の鈴木家（旅館を業とし、妻沼村の名主総代）に養育され、成人してから大和屋をついた。

この五渡もまた、父祖二代にわたっての、風流の血をうけついでいるだけに、芭蕉翁を慕い、翁にならってしばしば各地を旅行して交友を広め、全国各地の俳書に句を送っていた。従つて世上に代五渡として広く伝えられているのは、この三代目五渡のことである。五渡は俳画も巧みであったというし、非常に多趣味な人で、花を愛し、釣を好み、ときとしては釣翁などとも号した。性淡泊、名利に毅然としてよく客を愛し禪僧の如き人であったと伝えられている。明治八年十一月十二日歿、享年六十一、五渡藍如居士という。



善光寺三尊式図像板碑



頂部を水平にし、高さ一七八センチ、幅五九センチ、厚さ一二一・五センチの板碑が自然石台石上に建てられている。表面上部に天蓋があり、その下に一つの光背を深く彫りこみその内に立像の阿弥陀如来、觀音・勢至兩菩薩を半浮き彫りにし、像の台座には、それぞれ格座間がつけられ、弥陀如来には、支那六朝風の七化物が浮き彫りされている。

主尊の像高四〇センチ、蓮台一八センチ、脇侍像高三〇センチ、蓮台一一センチ、紀年銘はないが、台座の格座間や全体の作りから見て、鎌倉時代の作である。

裏面に釈迦如来、文殊・普賢両菩薩の、いわゆる釈迦三尊の種子が彫つてある点、他の板碑と異なっている（上部写真右表、左裏）。この板碑は、妻沼小学校敷地内（以前は、

大我井森という森林であった。）にあつたものであるが、昭和三十年十二月、校舎増築のために現在地（大字妻沼字寺内一六二九番地、歓喜院門前）に移転したもので、昭和十六年四月九日、文部省から重要美術品と指定され、文化財保護法施行時をもって指定解除、昭和四十年三月十六日、あらためて県の有形文化財に指定されたものである。

町では、指定物件といふので、石に刻んだ標式を建てたり、風化防止のための上屋根小屋が造つてあつたが、昭和四十一年六月二十一日、この地方を襲つた台風二十六号によつて倒壊されたので、翌四十二年度に、町費四万一千五百円で、鉄骨、亜鉛板葺の上屋根小屋を建設、保存施策を講じている。この板碑は町内でも著名なところから、各地の愛好者によつて拓本がとられ、調査されているし、「武藏国板碑集録 三＝千々和氏著」をはじめ、いくつかの図書に紹介されている。なお、著者の案内で拓本をとつた方々は、前記千々和氏の、板碑発生最密集地域調査団、王子市の石井真之助氏（全国各地の板碑手拓行脚をしている大家）西宮市二見町三番地二〇一五〇七号、坂田磨耶子さん、早稲田大学教授、加藤諄氏一行六人、その他かなりの者が調査に見えられている。

善光寺三尊といふのは、三国伝来の阿弥陀三尊を、信濃（長野市）善光寺の本尊仏としてお祀りした（これに関する伝説もあるが、真疑のほどは誰にもわかつてはいない。）ことによるもので、この本尊を模してつくられたのが、善光寺三尊式、又は善光寺如来といわれてゐるのである。そのかたちは、三尊とも立像で、中尊の阿弥陀如来は、両肩をおおう衲衣をつけ、左手は下方にのばして掌を前に向け、第一、三指をびんとのばし、他の指を折つて、刀印とよばれる印を結び、右手は上方にあげて同様に掌を前に向けて、だいたい五本の指をのばし、頭光には七化仏をのせ観音・勢至の二菩薩を脇侍としている。観音は向かつて右脇、勢至は左脇にたち、それぞれ宝冠をいただき、両手は胸の前において、一方の掌をその上に伏せ、胸前で掌を上下にあわせる印をつくつてゐる。

観音は、宝冠の上に弥陀の化仏をいただき、勢至は宝瓶をつけてゐる。そして三尊の背面には大型の舟形の光背をおき、台座は、割に高目の蓮肉の下に反花と、ときとして框を配する白形の台座をもちいるというきまりがある。

後

記

妻沼町誌編さん専門員 奈良原春作

なんのへんてつもない風景、道路、河川、遺跡、文化遺産。これらは郷土の人々の生活と密着した、わがふるさとのたたずまいであり物件である。長い歳月の間には、郷土の風物も徐々に変化してはきたが、今日のように急激な変貌を見るることはなかつた。社会開発の進展にともなう現象と見れば、あながちこれが悪いことであるとはいえない。だが、消え失せたものは再びもとにはもどらない。変り行く社会の風物を、現時点の眼でとらえ、歴史の流れを考察しながら記録しておくことは、懐古趣味であるとばかりいえない。重大な意義があるのであるまい。なぜなら、今日の文明・文化は、今日一日でなつたものでもなく、将来進展を見るであろう文化も、現時点の文化を土台としなければなるものではない。「温故知新」ということばを引きだすまでもなく、これは、自明の理であろう。

また、文化遺産として伝承された物件を、歴史の流れにしたがつて探究、解明することは、よりよい社会を築くための指針となるのであるまい。ともすれば、過去の人間社会の中には、現時点の知識、倫理感をもつてしては、歴史を正しく知り、知性をもつて判断をし、矛盾や不合理と思われる事柄は、現時点でたちきりたいものである。このため、小説がどれほど意義あるものになるかわからないが、社会科の勉強、郷土史の研究、更には進展する郷土の指針、愛郷精神涵養の資となることを願い、妻沼町誌編さんの習作として刊行することになつたものである。

妻沼町風物史話

昭和四十八年三月

著者 奈良原春
発行 聖天山歛喜院作
印刷 株式会社誠美堂印刷所
埼玉県大里郡妻沼町